

第百四十五回国会 参议院 农林水産委员会 会议録 第十一号

平成十一年四月十五日(木曜日) 午前十時三分開会

委員の異動

四月十三日 小川 敏夫君 補欠運任 木俣 佳丈君

四月十四日 小川 敏夫君 補欠運任 木俣 佳丈君

出席者は左のとおり。 委員長 野間 赴君 理事 岩永 浩美君 三浦 一水君 和田 洋子君 須藤美也子君 村沢 牧君

委員

岸 宏一君 国井 正幸君 佐藤 昭郎君 中川 義雄君 長峯 基君 森下 博之君 小川 敏夫君 久保 巨君 郡司 彰君 風間 和君 木庭健太郎君 大沢 辰美君 谷本 彌君 阿曾田 清君 石井 一二君

國務大臣 農林水産大臣 中川 昭一君

政府委員 環境庁水質保全局長 遠藤 保雄君 農林水産大臣官房長 高木 賢君 農林水産省農産局長 樋口 久俊君 農林水産省畜産局長 本田 浩次君 農林水産省食品流通局長 福島啓史郎君 農林水産技術会議事務局長 三輪壽太郎君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 威男君

本日の会議に付した案件 ○持統性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出) ○肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出) ○委員長(野間赴君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。 持統性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改正する法律案及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。 三案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。 質疑のある方は順次御発言を願います。 ○佐藤昭郎君 おはようございます。自由民主党の佐藤昭郎でございます。今回の三法案につきまして

して質疑を始めたいと思います。よろしくお願ひします。 まず、全体としての評価でございますけれども、この三つの法案、これは十二月八日に農林水産省、そして自由民主党も決定し、そして公表いたしました農政改革大綱に基づく改革プログラム第一弾ということで、私ども非常に期待しております。また国民全体、また農家の方々も非常に期待している、そういう意味で重要な法案ではなからうか、このように思っております。 だが、この三つの法案を見てまいりますと、国民の方々、そして農家の方々が自分たちの営農や経営にどのようなかわりを持つのかという点で具体的な中身に直ちに浮かんでこない、そういう印象がございますので、私は、この法案の具体的な内容について国民の皆様にもあるいは農家の方々にも知ってもらおう、この審議を通じて知っていただくという観点からひとつ御質問してまいりたい、こんなふうな思っております。

まず、持統性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案でございます。 この第二条に「定義」というのがございまして、その一番最後のフレーズでございまして、  
「次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。」ということでございます。ここに持統性の高い農業生産方式の定義が記述されているわけでございます。第二条の第一項の一号から三号までここに記述されております。

この「技術」とは具体的にどのような内容をお考えになっておられるのか。また、「すべてを用いて行われる」ということでございまして、一号や二号あたりはかなり農家もなじみの深い営農技術でございますが、三号の「有害動植物の防除に関する技術」あたりになりますと、昆虫、天敵を用いた防除とか、アイガモを用いた雑草防止

とか、なかなか農家の方々にとっても余りなじみのない、あるいは初めて取り組む技術も多いのでございます。 こういったものがすべてワンセットでないこの持統性の高い農業生産方式にならないのかという点もちょっと心配するわけでございますが、そこら辺の少し具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 御提案申し上げております持統性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案の第二条の中で、「農林水産省令で定める」という部分の具体的な中身についてのお尋ねでございますので、お答え申し上げます。 まず、第二条第一号の、「たい肥その他」等々書いてございまして、「土壌の性質を改善する効果が高いもの」として農林水産省令で定めるものと。この農林水産省令がまず最初でございまして、が、いわゆる土づくりの技術を規定する見込みでございまして、堆肥等有機質の資材を土壌に施用していく、そういう技術を中心に考えているところでございます。その場合に土壌診断を踏まえた施用が中心になるかと思っております。

次に、二号のところと同様の規定がございまして、その場合の農林水産省令で定めるものとしたしましては、局所に肥料を施用する、つまり非常に俗っぽい言葉で申し上げますと、ばつとまくのじゃなくして注射を打つような形でロスがないような形で施用していく、そういう技術がございまして、そういうもの、あるいは肥料の効果を利用して、そういうものによりまして調節する肥料が開発されておまして、そういうものを施用する技術等を規定する見込みでございまして、

それから、三号につきましてはやや詳しいお尋ねがあったわけでございますが、これにつきましては、やや一般的に知られているものといまして

第九部 農林水産委員会會議録第十一号 平成十一年四月十五日 【参議院】

では、被覆をすることによる栽培とマルチ栽培の技術等々でございますし、最近開発されておりまして、天敵利用あるいは性フェロモン剤を利用する技術等々について定めることとしておりまして、この法律のねらいとしております非常に持続性が高い農業生産方式ということの、その高いということに着目しまして、これらの技術のすべてを組み合わせた農業生産方式を念頭に置いております。

ちょっと誤解がないように申し上げておきますと、この技術そのものは技術水準が非常に高いというよりはむしろ基礎的な技術でございますが、それを組み合わせることによって非常に持続性が高まるといふ点に着目しておりますので、その特に効果の高いという点に着目して組み合わせる導入してもらおうということに焦点を当てておるところでございます。

○佐藤昭郎君 「すべてを用いて」ということでございまして、第一項の一号、二号だけではだめなんです。そういうことですね。

そうしますと、やはり技術も進歩いたしておりますし、農家の取り組みという点から考えましても少しハードルが高いかという感じもします。そこは農林水産省令の制定に当たりました農家の方が取り組みやすいような形の配慮をひとつお願いしたい、こういうふうにしておりま

す。続きまして、第三条の「導入指針」でございます。

第二項のところ、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域」と、こうなっております。現在の都道府県の体制そのほかを考えてまいりまして、具体的なイメージがそれぞれ各県が導入指針を定める場合に技術的にもまた時間的にも相当苦労するのではないかと、こう想定されるわけでございます。

今のところ国として考えておられる導入指針の具体的な内容なり、あるいはこれを都道府県がど

のようなスケジュールで策定していかれることを念頭に置いておられるのか、そこら辺を伺いたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) この導入指針につきましては、ちょっと補足的になりますけれども、個別の技術そのものはそれほど水準が高くない、高くないと申すわけじゃないんですが、ハードルがそれほど高いわけではございませんが、皆さん、農業者を初めとしてそれに取り組むことをちゅうちょしておられると申すか、知っておられるけれどもなかなか導入したい。それを組み合わせてやっていただくことによって高くなる、そういう組み合わせた農業生産方式を具体的に作目を対象として明示して定めていただく、その場合に地域の特性に即して導入するという形で定めていただくということが一つポイントであるかと思っております。

それから、施肥の適切な励行ということがポイントになるかと思っております。農業改良普及センター等によりまして土壌診断を活用していただく導入を図るということが念頭にございまして、その促進のために具体的にどうやってそういう土壌を確認していくかというふうなことも書いていただくということを考えているところでございます。

○佐藤昭郎君 その場合に、技術を区域や地域に合った生産方式として組み立てて農家に普及していく、そこら辺がポイントになるかと思うんですけども、これは第四条の「導入計画の認定」、そしてそれが具体的に実行されるためにも重要になってくるわけでございますけれども、各都道府

県の体制、これは非常に大事だと思っております。あるいは国の試験場の体制、行政側の体制なり農家の方いろいろな団体、そういうところがあるので、これを推進していく体制にあるのか、そこら辺をひとつ導入計画の認定とも絡めて、その具体的な内容とも絡めて少し御説明していただければありがたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) 第四条に掲げてござい

ます導入計画の中では、簡単に申し上げますと、書面にいろいろなことを書いていただくということでございますけれども、その書いていただく場合に、どういふ生産方式でやるか、あるいはどういふ形で作付をしていくか、自分が目標とする収量はどのくらいかというふうなことを書いていただくわけでございます。

それからもう一点は、どのような形で経営の中を変えていくか。もっと簡単に言いますと、資材や機械をどうやって導入していくかという具体的な計画、それに必要な資金をどうするかというところを書いていただくわけでございます。

それを確認する場合に、当然のこととして、今、先生もおっしゃいましたけれども、いろいろなサポートなり情報提供がないといかぬわけでございます。その場合には、地域に密着して一番よく地域のことを知っておられるし、またその農業者の水準とか環境も知っておられる農業改良普及センターが技術指導を積極的に行うことが重要であろうと私も考えておりました。その役割を十分に果たしていただくというために、体制の整備とかいろいろな予算その他御支援を申し上げようと思っております。

○佐藤昭郎君 この法案に關しまして、このうたわれる目的や目指すところというのは非常に重要だと思っております。やはり、ポイント

は、農家の方が具体的にこの持続性の高い農業生産方式を本当に導入していただくか、そのインセンティブなりバックアップというのが非常に重要だと考えております。

このインセンティブについて見ますと、宮農資金、農業改良資金等の償還期間の特例あたりがトップに挙がってきているわけですが、昨今の低金利時代では、かなりこの改良資金等の償還条件なんか緩和されてきている中で、この法律によりまして、ある点では報告をし、また国、県に対して求められれば実施条件の報告もしなきゃいけない、罰則もある。こういった面でのデメリットといえますかハードルもあるわけござい

ます。

いまして、これを乗り越えて農家の方がこれやってみよう、こう思われるための農業者側からのインセンティブ、この持続的な農業全体が、それで生産された農作物を消費者に買っていたらかなければこの運動というのは農家の方々にとても持続しないわけでございますので、ある意味では農業者や消費者、行政が一体となった取り組みといえますか運動といえますか、こういった点が大事になろうかと思っております。

これについて、例えばこの委員会でも別途また上がってくる法案として予定されております品質表示法案あたりの連携とか認証の表示の方法とかいろいろあるかと思っておりますけれども、そこら辺、消費者の理解も得られる、農家としてこれを取り組んでいく運動、そういった点について農水省としてはどのようなプランを今持っておられるか、伺いたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) まず、生産サイドでは、先ほどお話をしましたことでもございまして、そのほかいろいろな研修会を実施するとかあるいは共同利用施設の整備等を行うということ、法律でお願いしている支援措置のほかにも予算でも手当てをしているところでございますが、とりわけ全国段階で農業団体とかあるいは流通・消費者団体の方にも加わっていただきまして連携をして、こういう生産方式を導入するというところについて知識を深めていただくだけではなくて、むしろそのアクションプランとでもいうようなものを関係者が集まって決めていただいております。具体的にどうやって進めていくかというふうな形で取りまとめでいただければと考えておるところでございます。

さらに、この方式が推進をされて、認定を受けた農業者の皆さんがみずから生産されたものにそういう表示を、あるいはその旨のわかるような形で表示しなるといふことで、片や消費者の方が別途こういう取り組みがあることを知っておる、物がちゃんと出てきてこれがそうだとわかる、そういう形で消費者の皆さんの支持を得るといふこ

とになれば、さらに農業者の方にもブッシュでできるといいますか、エネルギーがわいてくるわけでございます。そういう形のインセンティブが出るというところでございますので、農業者に対する支援も期待して、そういう生産から流通まで通じた意思の統一といえますか、それを行えるような形にしていければと思っております。

○佐藤昭郎君 その点は大事な点でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案についてお尋ねしたいと思います。

まず、この法律は非常に大事な法律だと思えます。この法律を出すに至った現在の畜産業あるいは日本国土全体の窒素バランス、富栄養化、それから環境基準に硝酸性窒素を監視項目として付加していった、いろんな動きがあるわけでございますが、農林水産省として、この法案を出すに至った背景なり経緯について御説明願いたいと思えます。

○政府委員(本田浩次君) 畜産環境問題につきましては、御案内のとおり、近年におきます畜産の飼養規模の拡大でございますとか耕種農家の高齢化などを背景といたしまして、家畜排せつ物の利用が大変困難になりつつあります。一方で、野積み、素掘りなど家畜排せつ物の不適切な管理が依然として存在しております。このために水質汚濁、悪臭などに関連した苦情の発生率が増加する傾向にございます。また、特に最近では、硝酸性窒素によります地下水汚染の問題でありますとか、クリプトスポリジウムによる水道水源の汚染問題などもありまして、家畜排せつ物につきましてもこれまで以上に適正に処理することが求められている状況にあります。

我が国の社会全体におきまして資源循環型社会への移行が求められておりますし、国民の環境意識が高まっております中で、我が国の畜産の健全な発展を図っていくためにはこのような畜産環境問題に的確に対処していくことが極めて

て重要であると認識しております。このため、今般この法律案を提出いたしました。畜産業におきます家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図るための措置を講ずることとして、御審議をお願いしている次第でございます。

○佐藤昭郎君 今ほど畜産局長から御説明がございました。そして、この法律の第一条から見てもいりますと、私の感想では、この法律というのは畜産業の健全な発展に資することを目的といたう、ある意味では狭い目的に限定した目的になっておるんではないかと、農政改革大綱なりこれまでのいろんな意見、御審議の経過を聞いてみますと、農業の自然循環機能の発揮という点でもこれは大きな目的がある。畜産業自身のおいしい畜産物をつくる、あるいは今ある意味では環境に対する加害者としての畜産業、それを是正するというものがございますけれども、国土全体の窒素のバランス等いろんな点を考えますと、農業の自然循環機能の発揮という点からも大きな目的を持つ法律じゃなからうかと思えます。

この点、具体的な法律の施行に当たりまして、その点も見ながら考えていくし、また国民全体や消費者の理解を得るためにもそういったポイントについてもしっかりと説明が必要ではないかと考えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

具体的な条文の中で、第七条には大臣が基本方針を定める、そして八条には都道府県の計画を定める、という点が明記されているわけでございます。そして、九条には畜産農家の方々を立てられます「処理高度化施設整備計画の認定」という項目があるわけでございますが、それぞれの法律事項について、今、国がどういふふうな具体的な内容を想定されておられるか、ごく簡単に結構でございます。御説明願ひしたいと思います。

○政府委員(本田浩次君) この法律案に基づきます国の基本方針におきましては、家畜排せつ物の利用の促進につきまして、例えば堆肥化のための施設整備でありますとか試験研究の推進など、全

国に共通する施策の基本的方向を示すこととしております。

また、都道府県計画におきましては、地域におきます家畜排せつ物の利用状況、それから施設の整備の現状などを踏まえた上で、具体的な家畜排せつ物の利用でありますとか、施設整備の目標などを示すこととしておるわけでございます。

また、個々の畜産農家の方々には、みずからの家畜排せつ物の処理施設の整備計画につきまして計画を定めて、この整備計画の内容が都道府県計画に適合しているかどうか都道府県知事の認定を受ける、こういう仕組みになっておるわけでございます。また、その認定を受けた際には、金融上、税制上などの優遇措置が講ぜられる、こういう仕組みでございます。

○佐藤昭郎君 この法律で大事な点というのは利用の促進という点ではなからうかと思っております。この点で、やはり私は、今畜産の飼料問題、特に国産の自給飼料生産の基盤の強化というのが本当に大事ではなからうかと思っております。

二千万トンの輸入飼料を輸入している、それが窒素換算で年間九十万吨。国土全体が大変富栄養化の中で、地域においても今の畜産の排せつ物の問題が生じてきている。一方で、農家にとって生産調整、これが大変な重圧感があるわけでございます。

今、転作田では、飼料用作物の生産面積十二万ヘクタールですけれども、これはやっぱり環境問題あるいは農地の有効利用、いろんな点を考えましても、本当に農林水産省として力を入れてこの自給飼料生産の強化策というのは練っていかなくちゃいけない、こんなふうな考えをしておりますけれども、平成十一年度の予算、具体的な予算を含めまして、決意といたしますか、自給飼料の強化策についての考え方をぜひ伺いたいと思えます。

さらには家畜ふん尿の草地への適切な還元によります畜産環境問題への対応を図る観点から、農地の有効利用でありますとか放牧の推進などによりまして自給飼料生産基盤を強化していくことが極めて重要であると考えております。

このために、私どもは、平成十一年度予算におきまして、まず第一点といたしまして、草地などの造成、整備でありますとか、御指摘の転作田などの既耕地の活用によります飼料作物の作付の拡大、それから第二点には、飼料生産技術の高位な平準化でありますとか飼料作物の優良品種の普及などによる生産性と品質の向上対策、さらには中山間地域の耕作放棄地の活用であるとか日本型放牧の推進によります放牧の促進、さらに稲わら、野草などの低未利用資源の活用などの施策を総合的に推進してまいります。

また、先般、農政改革大綱でありますとか、新たな酪農・乳業対策大綱を決定したところでございますけれども、これに即しまして、飼料作物の作付面積の具体的な数値目標でありますとか、地域の実情に即しました飼料増産のための効果的な推進方策などを定めました飼料増産推進計画を策定することとしておるわけでございます。

今後とも、これら施策の積極的な推進によりまして、飼料生産コストを低減し、自給飼料生産の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤昭郎君 最後に、この政策を推進するに当たっての畜産農家の負担の問題、そしてインセンティブの問題でございます。

いろいろな補助事業の充実、それから予算の増大も図られているわけでございます。それをしっかりやりやっていたらどうかということも大事でございます。一方、これは先ほどの持続性農業の法案とも同じことでございますけれども、消費者や納税者にとっても理解が得られる、バックアップを得られることで畜産農家もこれに取り組んでいくという姿勢が大事ではなからうかと思っております。加害者としての農業、畜産という点もある程度公開し

ながら、消費者や国民と情報を共有しながら理解を求めていくという点がこの政策の実を上げるには大事だと思ひます。

消費者や国民の皆様との交流や連携、運動、そういった取り組みについても非常に大事だと思ひますので、その点、もし農水省として考えていることがあればお願いしたいと思ひます。

○政府委員(本田浩次君) 家畜排せつ物の処理を適切に進めていきますために、従来から補助事業でありますとかリース事業などにより家畜排せつ物処理の整備の推進を図ってまいりました。また、この法律案によりまして、家畜排せつ物の処理施設の取得でありますとか施設、機械の賃貸料の全額一括払いなどに対して必要な長期低利の農林漁業金融庫資金を創設することにしてまいりました。さらに、この法律案の制定にあわせまして、税制面でも所得税、法人税、それから固定資産税の特例措置の創設を図ってまいりました。

今後、この法律案及びこれに関連する施策の推進を図ることによりまして、環境保全に配慮した畜産経営の確立に努めてまいりたいと思ひます。

さらに、我が国の畜産の安定的な発展を図ってまいりますためには、先生御指摘のとおり、畜産農家が都市の皆様方との交流を図り、消費者の理解を求めていくことが極めて重要であると考へてまいりました。

私どももいたしまして、これまでも牛乳でありますとか食肉に関する消費者の理解を深めるための普及啓発活動の実施でありますとか、地域におきまますふれあい牧場の整備などによりまして消費者との交流促進を図ってきたところでございまして、平成十一年度から新たに、畜産農家みずからが消費者ニーズに対応した新鮮で安全なアイスクリームでありますとかソーセージといった乳製品、畜産加工品を加工、販売するための施設を整備する事業を創設してまいりました。

りまして、消費者の理解を得ながら、地域社会と調和のとれた畜産経営の推進を図ってまいりたいと思ひます。

○佐藤昭郎君 ありがとうございます。終わります。同じように、さきに趣旨説明を受けました三法に関連して質問をさせていただきます。

まず、今回の三法でありますけれども、食料・農業・農村基本法の具体化にかかわる第一弾の審議だという論調もありましたが、この基本法にかかわる法案は今国会でこの三法を含めまして何本がどのような法律名で予定されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 今国会には、既に十五本になるかと思ひますが、審議をお願いいたしております。その中には水産関係のものとか行政改革関係のものとかございまして、今お尋ねのありました新しい基本法に関連いたしますものとしたしまして、今お願いしております環境関係の三法、それから本院先議でお願いいたしております特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正案、それから卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律案というものがございまして、さらに、農地の確保、有効利用という基本法案の二十三条に関連するものでございまして、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案、これらが新基本法案に盛り込まれました今後の基本的な施策の方向に沿った法案であるというふうな考へております。

ただ、この法案は、現在実態として存在しております緊急の課題に対処するというところでございまして、新基本法案の流れに沿ったものですけれども、それと同時に実態上の必要に対処する、こういう意義もあるというふうな考へております。

○郡司彰君 昭和三十六年当時の基本法論議、私は今になってお話を聞くというふうなことにしかならないわけでありまして、その当時、基

本法の論議が十分になされて、その後に関連する法案が処理をされたというふうな聞いております。今回ちょっと手法が変わったのかなという思ひをしていられるわけでありまして、手法が変わったとすれば、どのようなお考へなんでしょうか。

○政府委員(高木賢君) 現実の農政は既にいろいろな局面で動いていると思ひます。そしてまた、世の中の変化のテンポが速いわけでございますので、例えば今お願いしております環境三法は、環境問題の重要性にかんがみましてぜひお願いしたいというところであります。

ただ、そのことが同時に体系的に農政全般の流れと背馳しているかどうかということになりますと、そうではなくて、新しい基本法案に盛り込まれている環境重視の考え方にまことに沿っているというところで、実態上の必要性と法制上のいまいすか農政全体の方向との合致、この両面から位置づけられるというふうな考へております。

○郡司彰君 この後、会期の問題等、今回以降の基本法の審議入りについては理事会の方で十分検討をいたいただくことになるんではないかと考へております。どうも私の単純な計算でございますが、本日に基本法の議論が十分にできる時間というものがとれるのかどうかというふうな危惧をしてみまうわけでありまして、その辺、きちんと議論をしていくというふうな、大臣の決意をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほど官房長からも申し上げましたように、今国会に御審議をお願いしている法案は十五本ほどあるわけでございますが、いずれも農林水産省というよりも国家的に非常に大事な法律でございます。したがって、御審議をお願いしておりますところでございますが、基本法につきましても四十年近くぶりの大改正というところでございまして、これにつきましても十分な御議論の上、御成立をお願いしたいところでござい

なお、今まさに御審議いただいております今回の環境三法は、先ほど官房長からも答弁がありましたが、基本法の精神に沿ったものであると同時に、緊急性と環境、あるいはまた先日、乳価決定に当たって御議論をいただいた面も含めまして緊急性の非常に高いものでございまして、そういう意味でも早急に御審議を尽くしていただき、そしてまた御可決をいただきたいというふうなお願い申し上げる次第でございます。

○郡司彰君 法案の方に具体的に入っていきたくと思ひますけれども、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、今の話の流れの中で、私自身は基本法の中の大事な分野になつてくるんではないかと思ひます。

その思いからすると、今回の提案内容は、いろいろ大事なことがあるわけでありまして、私も、突き詰めていきましたと、改良資金助成法の特例とか課税の特例というふうなところが大体集約をされてくる。本来、持続的な農業となつた場合には、内容がもう少し広がっていいんじゃないか、もっと濃いものがあるんじゃないか。

先ほどの局長の答弁の中では、ハードルは余り高くないというふうな話もありましたけれども、なぜ急いでこのような内容を出す必要があるのかというものがよく理解できないんですが、もう一度答弁をお願いします。

○政府委員(樋口久俊君) 御説明が十分でなかったかと思ひますが、技術のハードルの話でございますが、導入を躊躇うられるほど高くはないというところでございまして。しかし、やはり全体として持続性が高い農業生産方式と言ふものには、それらを組み合わせて相当効果のあるものになるということを頭に置いていられるわけでございます。それからもう一点は、土づくり等々、それから化学肥料、化学農薬の使用の低減につきましまして、先ほど大臣からもお話を申し上げましたが、緊急に対応を求められているという部分がございます。そういう面から、特に必要な技術的側面に

着目した生産方式をどういう法律で定めて、それを具体的な形で都道府県を通じて浸透させていく、こういうことが早急にやらないといけないことであろうという事で、その普及浸透というのが一つのねらいでございます。

もちろん、先生お話しございましたように、今回の法律の名前というのは、平たい言葉で申し上げますとかなり格好がいいと、自分で言うのも変なんです、そういう法律にはなっておりませうけれども、農業は本来、環境と調和をして持続的に発展するという事に関して、すべてをこの法案で対応するという事を想定しているわけではございません。繰り返しになりますが、緊急に対応が求められている堆肥等を活用した土づくり、それから化学肥料、化学農薬の使用の低減ということを中心として、そういうことでやっていたら、農業者の皆さんに制度的な支援を行うということが法律の内容になっていくということでございます。

○郡司彰君 今の御答弁の中にもございましたように、「持続的な」というのはこれからのキーワードになっていくというふうにも思います。

御存じのように、アジェンダ21実施計画の中で、土壌に関しては土地へのアクセスを向上させ、雇用を創出し、農村からの移住を減らすための包括的な地方政策が重要であると。これは日本の国そのものにそのまま合致をするかということになれば、また途上国との関係がどうであろうかという事ではないのでありますけれども、またその中で、各国政府は農業研究への投資を続けることとし、これらの研究の成果を実際に土地において持続可能なように実施していくには長い年月が必要となる、このように述べられているわけです。

私自身は、先ほど基本法の話から入らせていただきましたのは、やはり基本法の議論の中で、この「持続的な」という言葉の中にもっといろんなものが包含されて、包括的な形でもって出されるということがあるというふうなふうに思っています。何か今回、三法そのものも、また後ほど

もちょっと触れたいと思いますけれども、農水省という大枠だけではなくて、その中の局とか課とかそのようなところの一つ一つのセクションの中の必要が迫られているという、そのような発想では困るんじゃないかなと思っておりますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 先ほどの御答弁に補足する形になるかと思っておりますけれども、当然、法律の規定に基づきます支援措置、これは十分浸透させていかなきゃならないと思っております。

そのほか、平成十一年度の予算におきましても、例えば土壌診断施設を導入していくとか、有機物の供給施設の共同利用のための整備を行っていくとか、あるいは研究開発についても必要な研究の推進を行う等々、これは決して全体としてこの政策の推進の取り組みが局によって偏っているという事ではございませんで、関係のところではこの政策推進のためにそれぞれのポジションでかかわって協力をしていくという形になっております。

これらの措置がすべて効果を発揮することにより持続性の高い農業生産方式の取り組みが浸透していきまして、いわば現在ではどちらかというと私どもは点的なものではないかと思っておりますが、これが面へ広がっていく。そういうことで、最終的には環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保に資していく、そういう考え方に立っているところでございます。

○郡司彰君 第一条の方で、「環境と調和のとれた農業生産の確保を図り」という文言がありますけれども、いわゆるこの環境保全型農業をしっかりとやっていくというふうな理解してよろしいのではありませんかというふうな思いもいたしますけれども、これまで土づくりというよりも肥料の施用によりまして収量増を図ってきた、そのようなことがあったらどう思うんです。今回振り返ってみると、当初はそれが非常にいい方法だと。しかし途中から、どうも渡っているのを見たら、赤信号のところを渡っているような感じになってきているん

じゃないか。青信号のところをきちんと渡りましようというふうなことで、これからもっとやる。しかし、今までみんなで渡ってきたのが赤信号だったとすれば、今もまだ渡っている方があるわけでありまして、それなりの効果ももちろん上がってきたわけですね。

その辺のところについて、今回はこのように変えますよ、今までのやり方についてはいろいろ考えた結果、いろんな意味で欠陥というかそのようなところがあつた、そのような説明というものが大方に対して十分になされていないんじゃないかと思っておりますけれども、その点をちょっとお聞きしたいのと、二条だつたでしようか、「たい肥」等の文言がありまして、土づくりを行うということになるわけでありまして、「たい肥」等ということの中に何が含まれるのかということでありませうけれども、今までの地力増進その他のことをも考えましても、合理的輪作への休閑緑肥作物というふうなものも当然入ってしかるべきだと思いますし、そういう概念が必要なのではないかと思っております。そのことについてはいかがでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) 二点お答えをしたいと思います。一点は、先生と若干考え方が違うのかもしれませんが、私どもとしては、環境保全型農業そのものは今回の法案を提案することによって決定しているわけではございませんで、環境保全型農業、確たる定義があるわけではございませんが、現在のところ私どもが考えておりますのは、農業の持つ物質循環機能を生かして、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業ということで考えております。この考え方は、全体としてのフレームといえますか、大きくは考え方を示すものでございまして、持続性の高い農業生産方式も、決して違う考え方に立っているわけではございません。むしろ、その環境保全型農業の具体的な推進のための手法とでも、一つの考え方として位置づけていただければと思っております。

したがって、今回の法案は、農業者の方に目指していただく農業生産方式を具体的に定める、明確にする、それに取り組んでいただく方の支援措置を明らかにするという事ではなからうかということでございます。したがって、従来、環境保全型農業を推進してきたけれども、例えばハンドルを切つて、今度はこういう方式でいくよという考え方はないということはお理解をちょうだいしたいと思います。

それからもう一点、技術の内容について御質問がございましたが、この中で堆肥、これはもう有機質のものを堆肥に限定しないということでございます。御質問がございましたら、例えば等々あるかと思つては、レンゲ等、そのすき込みにより土壌に有機物や栄養分を供給するという事で、これはもう御説明するまでもなく、土壌の性質を改善する効果が高いものであるという事は私どもも承知しております。この第二条の第一号の省令で規定します技術については、これを含めて規定するというふうな考えております。

○郡司彰君 局長、私の方はこの間の一連の、今回の法律も環境保全型ということが主眼だろうというふうなことでございまして、これまでの肥料の製法だけを収量度の変化ということできちんともう一回うたうべきだと、そういうふうなことでございます。

それから、今ありましたクローバーとか燕麦とかいろいろその休閑のところに植えているというふうなことがございますけれども、これは確かに価値そのものをなかなか生み出すことにはならない。しかしながら、全体として、例えばそのようなところいろいろな方が、その地域以外の方が行ったときには、景観というのも一つの価値というふうなことで見ることが出来るかもしれない。うものは余り生み出さない。

しかし、土壌づくり、土づくりの関係からいえば、そんなこともやっていかなくちやならないだ

るうというふうなことになるわけでありまして、そうしますと、労力は使うだけども見返りというものがほとんどないというふうな、狭い見方ですけれども、なってしまう。その辺に対する何か支援策というものもお考えになっておりますでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) これは先ほどお話を申し上げましたが、かなり技術を導入していただいて、その農業生産方式が定着をしていき、それを消費者の方にも評価していただいて、それなりの流通のパイプといえますか、それを確立していくということ、例えばブランド化をしていただくとか、産地化をするということにつなげていただくということが私どもの念頭にあるわけでございます。ただ、栽培をするだけと、すき込まないでというだけでは、土づくりの効果という面ではこの法律が期待する部分にはなかなかつながらないだろうと考えられますので、例えば緑肥の場合にはすき込んでいただくということを技術の内容にするということになるかと思っております。

○都司彰君 先ほどちょっとありましたが、環境保全型農業ということに関して、せんだって私の方で食糧法に関して大臣の方に本会議の中でも質問を行ったわけでありますけれども、環境保全型農業はコストが若干高くなる、その分については消費者にシワ寄せが行くような形ではなくて財政負担をしてはどうかということに関しまして、大臣の方からの答弁では、環境保全型農業普及への取り組みは不十分な状況にあり云々ということ、今回新たに今お話しした持続的な法律を出すというふうな答弁があったわけであります。

この法律案そのものを見ましても、財政負担ということが部分的にございますか、関連をしております。当然出てきているわけでありませうけれども、私の方としてはまだ十分ではないような気がしますが、けれども、改めてその辺のところについてお答えをいただけますでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほどから先生の御質問を拝聴いたしまして、環境面あるいは持続的と

いう言葉について突っ込んだ御質問をいただいております。

言葉的に言えば、当委員会でも何回も御質問、御議論いただいておりますように、今回の法案といたしましては、私なりに言えば、農業の果たす多面的な役割を促進するための法律という位置づけが高いのではないかと。先生からも景観というふうな御指摘もございましたし、まさに環境といえ、これは農業者だけではなくて国土全体でございますから、私の提案理由の中でも申し上げましたように、国土全体ということになりますと国民全体ということになりますし、またその一部分といえましょうか、重なっている部分として土づくりということ、あるいはまた化学肥料の低減あるいは生物農薬等をより使っていくというふうなことが、まさに広い意味での農業の果たすプラスの側面を総合的に促進していく、まさにそのメーンは国民に対する食料の安定供給でございますけれども、いろんな機能を果たす意味での本法案だということに私自身は思っております。

そういう意味でも、先生御指摘のように、まだまだ技術的な面も含めましてやるべきことは多々あることは我々も承知をしておりますし、それからこれに農業者が取り組んでいこうとするならばコストがかかるわけでございますし、またそれなりの決意あるいは理解も必要だろうと思っております。そういうための努力、そしてまたそれをバックアップするための施策が必要でございます。その意味で、税制上あるいは金融上の支援策を本法律の中で規定しておるところでございますが、本年度予算におきましても、それをバックアップするための種々の予算を導入しております。

さらには、これは消費者にとってもプラスになることとさせていただきます。そういう意味で消費者にとってもプラスになるような農産物を供給する。現時点においてはそういうものは高いということも私も事実だろうというふうな認識をしてお

りますが、さあ、それではそのコスト負担は一体どこが負うのか。生産者が負うのか、消費者が負うのか、国が負うのかといえ、そこはやっぱり生産は生産者として努力をし、そしてまたそうやってできたものに対する消費者ニーズがあるわけでございますから、そこは必ず生産者と消費者との間の市場関係といえましょうか、もちろん国のバックアップというものが前提にあっての話でございますけれども、そういう中で、消費者がこれに対してはかなりの価格で適正なんだということ、実際に物の売買がされているということ、私を私に現実に物としまして、それに逆行するということは考えておりませんけれども、そういったトータルとしての全体の推進に向けて本法案が役に立つようになっていくべく御審議をいただきたいと思っております。

長くなりましたけれども、先生の御質問の趣旨を私なりに今理解しながら答弁をさせていただきます。○都司彰君 今の大臣の答弁の中でバックアップの施策というふうなこともございましたので、またそのバックアップの内容の充実が、お願いを後ほどしたいと思いますけれども、生産者の方も当然これは努力をするという姿勢がその前提だということにも思っております。

先に進みますと、第三条の関係で、都道府県の取り組みということになりますと、これまでの環境保全型農業の推進というものについてはこれまで行ってきた、今回の法律については若干異なるわけであります。これまで各県でそのようなことと実際に取り組まれているところというのはほとんどないのかなという感じはいたしますけれども、あつたらちよと教えていただきたいのと、先ほどありましたけれども、今後の指針内容、期間、そういったものについてどのような指導をなされるおつもりか、伺いたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) お答え申し上げます。環境保全型農業、それはこれまで全国的に展開するということ、都道府県、市町村、農業団

体が一体となって対応してきているということでございますが、都道府県におきましては、ほとんどの県でその定着化を図るという形で推進の方針は策定をいただいているところでございます。先ほどちょっと申し上げましたけれども、なかなかこれが点から面に広がっていかないというもどかしさがあるのは事実でございます。

ただ、公共団体としましては、市町村それから農業団体が組織としての決定といえますか、そういう方針はお決めになっておるわけでございまして、市町村におきましては千を超える市町村が推進計画を策定されております。ただ、さつぱらんに申し上げまして、農業者の段階では作目によってかなり違っておったりいたしまして、まだまだ広がりについては十分な点がないかなという実感は持つておるところでございます。

○都司彰君 今、御答弁いただいたように、行政やら農業団体やらで組織をして事に当たるといふうなことはこれまで同様でよろしいのではないかと思いますけれども、この環境保全型という中にもいろいろありますけれども、ややもすると、私のところはそういう形でやっておりますよ、隣はやっていけませんよということによって、虫でありますとか草でありますとか、お互いが迷惑だとかというふうな感情を持つように立ち至ってしまうようなケースというのが非常に多いわけでありま

す。そういう意味ですと、一定の規模とか何かという形をまとめる、先ほどおっしゃったような、組織だけではなくてもう少し細かく合意形成ができるような、そのようなソフト面の手当てというものも十分に考慮していただきたいというふうな思っております。それから、さらに要望としまして、改良資金助成法の特例で貸し付けを受ける場合の対象が具体的に示されていないのかなと、そのような感じがいたしますけれども、この対象を具体的に示していただきたいと思います、先ほど大臣の方からもバックアップ施策ということで、今回についても償還期

間の延長ということにもなっているわけでありませうけれども、それぞれ聞いてみますと、なかなか大変なんですよというふうな話が多いわけでありまして、さらなる延長というものも考えていたなければありがたい。

それからもう一つ、あわせて質問をいたしますけれども、農業機械に対する課税の特例というふうなこともなっているわけでありませうけれども、例えば稲作農家でありますと、堆肥整備を行うというふうな施設整備に対する補助というものの率をもう少し高くしてもらえないか、そのような要望もあるわけでありませう。現在も補助そのものは行っておりますけれども、個々の新しい法律の中でさらにそのような堆肥施設整備の整備に対してもお考えがあればお願いしたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 改良資金の償還期間の点でございます。これについては農業改良資金助成法施行令の第一条の第六号に定める資金、いわゆる環境保全型農業導入資金というものを特例の対象として予定をいたしております。

もう少し具体的に申し上げますと、土づくり、化学肥料と農薬の使用の低減に関連する技術の有効に使用するために、例えば側条施肥を行うことのできる田植機とかそういうもの、それから生物農薬、天敵農薬あるいは性フェロモン剤を導入するために必要な農業資材、それから堆肥舎等の農業施設、これらの設置に要する資金を貸し付けるということになっておりますが、この資金の償還期間は、今お話がございましたけれども、改良資金の世界といえますか、最長の十二年ということをご想定しているところでございます。この期間の設定についてはいろいろ御意見、御議論が途中経過であったわけでございますが、例えばこれは無利子の資金でございますし、そういう点もひとつ実際の問題として考慮しないといけないだろうと。それから、金額的にかなりけたの高いというものはなく、むしろ農業機械というものでございますから、例えば大規模な土地を購入するといふのは少し違う金額になってくるのは当然だ

と、こういうことでございますけれども、そういう負担のことを考えると、据え置きを除いて実質的な返済期間が九年という大変長い期間になりまので、これはかなり効果のあるものであろうという考え方が一点でございます。

それから、先ほどお話をしましたように、他の改良資金の種類とのバランス等を考慮しまして、私どもの世界では目いっぱいということでも十二年という設定をさせていただいていただいているところでございます。

それから、堆肥舎につきましてはいろいろな形での助成があるわけでございますけれども、一つは、先ほどお話をしました改良資金の対象として個人が設置をされるという場合に対象になるということでございますし、地方公共団体、農業集団あるいは認定の農業者なんかが集まって共同でやりになるということ、堆肥施設の設置をおやりになるという場合には、今回新たに持統的農業総合対策ということで大臣からお話をしました、バックアップのための予算の中で対応するというふうにしていただくところでございます。

○郡司彰君 続きまして、肥料取締法の一部を改正する法律案の方に関連して質問したいと思います。

この肥料取締法、この後、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案というものも出てくるわけでありませうけれども、通常、個人で乳牛を飼っていらっしゃるのと、そういう場合に、当然ここから排出されるもの、それが一定の量、一定の期間内の中で自分のところで還元をしていくということ、それ以外に余剰といえますか、余ったものが出たとき、例えばそれを売り出すと、業ではないんだけれどもというのと、それから業になるものというふうな、そのようなものが出てくるかと思うんです。

そうしますと、実際の農家の方からすると、肥料取締法と家畜排せつ物の法律と分けて考えないで一緒の方がわかりやすい、こういうふうな思うところが多いという意見を聞いております。そのよ

うな中で、わざわざ二つにするとどうなるかというふうなことが必要なのかなという意見がありまして、単純に考えると、先ほどの話ではありませぬけれども、課ごとにセクションがそれぞれ決まっている、そんなことになってしまふのかなという思いがあるわけでありませうけれども、そのようなことの理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) 今回、肥料取締法の中で御提案を申し上げております特殊肥料に関する品質表示制度は、消費者といえますか、お使いになる農業者の皆さんが適切な施肥を行うことができるためにその品質を識別できるようにしなさいかぬ、そういうねらいがあるわけでございます。

したがって、画一的に、形式的にといえますか、すべての特殊肥料について表示をするということが頭の中にあるわけではないわけでございます。まして、一般論といえますか、一言で申し上げますと、マーケットに流通するといふものを対象に想定しているわけでございます。これは先ほどお話をしましたように、品質を識別できるかどうか、どういふものでできているかということがわからないといかぬということでございます。

したがって、逆に自給的に生産をして消費をされる、あるいは極端に言えば、隣の人で日ごろから何でどういふものをつくっているか知っていると、場合によってはその人にどうだったろうかと聞いてもいいというふうなケースの場合には何もそういう必要はないんじゃないかと考えております。

なお、いろいろなケースがあると思っておりますけれども、それは今言ったような考え方で、例えば日常の情報や直接的な照会でちゃんと可能でないかというところまで無理やり表示をするということが必要であるというふうな私どもは考えていないところでございます。

○郡司彰君 そうしますと、一定の地域の中で顔見知りかどうかはともかくとして、いろいろな近隣のつき合いという範囲内のそういったものに関し

ては大丈夫ですよと、そういうふうな理解でよろしいということですね。

○政府委員(樋口久俊君) これから具体的なこれに基づきます規定を覚えていくときに、本当のぎりぎりの仕分けはしないといけないと思っておりますが、基本的な考え方は先ほどお話をしましたとおりでございます。今お話があったようなことも踏まえた上で整理をしながらいかぬと思っております。

○郡司彰君 一部の特殊肥料が普通肥料へ移行いたしますか、登録制になるということでありませうけれども、この汚泥肥料と特に重金属の関係でそのような配慮が今回なされているんだと思っておりますけれども、これはこれまで流通はしてきた、生産がされてきたというふうなことだろうと思っておりますが、これまで土壌汚染等の事例といえますか、そのようなものが具体的にあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(樋口久俊君) 正直言いますと、有害成分を含む流通量みたいなものを調査しておりますので具体的な数字はわかりませんが、最近十年の間に都道府県が立入検査を行っております、その結果を私どもが聞いておるところによりまして、特殊肥料を指定する場合は告示、いわば重金属等の基準がございませう。

例えば、乾物一キログラムにつき砒素だと五十ミリグラム以下等々の基準があるわけでございますが、その重金属等の基準を上回ったものが立入検査の結果、十年間で、多い年で一年だけが三件、四年間は全く発見をされていないというふうな実態でございます。

しかし、これは決して大丈夫だということではございません、むしろ流通量がふえてまいりますので、今回御提案を申し上げますというように、事前にこういう仕組みをつくっていくことが必要ではないかと思っております。

○郡司彰君 重金属は、御存じのように、一回のことというよりは期間をかけての蓄積ということ

になるんだらうと思ひます。ちよつと事例としては別になりませうけれども、ダイオキシンも含めて当初予定をされていなかったものが後になつてということがあるわけでありませうので、今回の法律が施行されるに当たつては十分にその辺のところも押さえておいて、これからの調査等についても生かしていただければというふうにしてもらひたいと思ひます。

それから、有害な物質、重金属を含む汚泥肥料の浄化施設等というふうな話がよく一般に出されませうけれども、それ以外にもあるんだらうと思ひます。どういふような工場からどのぐらゐの数量が出ているのか、わかれば教えていただきたいなと思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) これは、平成九年に私もアンケートという事で、生産業者の方から調査をしたものの比率で今把握をいたしてありますので御紹介を申し上げますと、汚泥を原料として生産されます特殊肥料をおつくりになる方、これは肥料の専門の業者が一九%、廃棄物の処理を行われる方が二五%、それから下水とかし尿を専門に処理を行われる業者の方が三八%で大部分だというふうな把握をいたしてあります。

○郡司彰君 それで、今回は業として行方については結果として保証書をつける、そういうふうな形になつてくるわけだと思ひますけれども、いづれにしても品質もこれまで以上にきちつとした管理をしていただく、安全なものにチェックをしていただくということになるんだらうと思ひます。

当然、コストというものがこれまで以上に高かつてしまふのかなというふうにして思ひますけれども、コスト面としては、はね返りとしてどの程度を考へていらつしやいますか。

○政府委員(樋口久俊君) これには品質表示の分析費が大部分を占めるんじゃないかと思ひます。窒素、燐酸、カリ、こういう主要な成分について仮に分析をするということをご想定しているわけでございますが、業者の方、例えば株式会社でござ

いますとかいろいろの方で幅が大きくなかなか難しいのでございませうが、一万円から二万円ぐらゐ、もうちよつと具体的に言いますと、八千円から一万八千数百円みたいな価格を私も把握いたしてあります。

そのような形で、合わせてあるいは別々に分析をされてそれを転嫁するといひませうか、最終的に出荷をされるものにどのくらいはね返るか。これは試算でございませうので、前提条件がいろいろついでございませうので、そこを省略して申し上げますと、大体二十キロ袋入りのもので一円前後ではないかなというのが私どもの現在の条件を踏まえた上での試算の結果でございませう。

○郡司彰君 法の趣旨からしましても、安価な供給対策というものが当然出てくるわけでありまして、そうしますと、今のところ二十キロで一円というふうなことになる、当面それほどの対策というには当たらないのかなというふうな思ひますけれども、実際にやってみる中で、使う農家やそういう地域にとつてこの価格が高くなつてくる。そのような便乗というものがあればそれは極力指導をしてもらひたいのと、そのようになつたときには、安価な供給ということも前提として何らかの支援策というものもその時点で考へていただきたいなというふうな思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) 一つ言い落としましたのが、二十キロ袋入りの全体の価格が大体五、六百円でございます、そのうちの二、三百円程度の価格上昇になるかと思ひます。

ただ、おっしゃるようによつてこれは試算でございませうが、今後の推移を見ないといひけないわけでございますが、場合によつては、例えば分析費等々いろいろな機関に私どもも既に支援をしたりあるいは助成を申し上げているものもございませうので、そういう利用の情報を提供するか、できるだけ明確に、あるいは安価で分析ができるというふうなことに ついての配慮といひませうか、そういう情報提供等を含めて頭の中に置いていきたいと思ひます。

○郡司彰君 次に、家畜排せつ物の関連でありませうけれども、先ほど佐藤委員の方からもありませうけれども、これは農家の方も何とかしなくては行けないという思ひは同じなんです。

これはどうにかしていかねければ大変だらう、その思ひは同じなのでありますけれども、現在、構造あるいは管理に對するところの管理基準というものが省令だということでもまだ明らかになつていないわけでありませう。その辺のところを明らかにしてこないと具体的な話として皆さんの中へ進んでこないとわけでありませうけれども、管理基準については今どのように考へてしようか。

○政府委員(本田浩次君) この法律案におきましては、先生御指摘のとおり、農林水産省令で堆肥含などの施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に關する基準を定めることにしております。この基準によりまして家畜排せつ物の管理の適正化を図つていこうとするものでございませう。現時点におきましてこの基準についてどのような考へ方をしているかということでございますが、施設の構造設備に關する基準といたしましては二つほど考へてあります。

まず第一点は、ふんの処理または保管の用に供します施設でございませうけれども、言つてみれば堆肥含みたくないものでございませう、これにつきましては、床をコンクリートその他の不透透性材料で築造しまして、適当な覆いでありますとか側壁を有するものとするということでございます。

それからもう一つは、尿でありますとかスラリー、液状のふん尿混合物でございませうけれども、この処理または保管の用に供する施設、言つてみれば尿だめみたいのものでございませうけれども、これにつきましては、コンクリートその他の不透透性材料で築造いたしました構造の貯留槽にするという方向で検討を行っているところでございませう。

しては一応三点ほど考へてあります。

第一点は、家畜排せつ物は構造設備、先ほど申し上げましたあの設備でございませうが、構造設備の基準を満たしている施設において管理すること。それから第二点は、送風装置、攪拌装置などを設置している場合にはその維持管理を適切に行うこと。それから第三点は、当然のことでございますけれども、施設に破損があるときは速やかに補修を行うことといった内容で考へているところでございませう。

○郡司彰君 今、構造的な面については二つ、それから管理の方で三つほど具体的に挙がりました。

例えば、堆肥舎の場合でもそうでありませうけれども、コンクリートで下の方をやつていただく、側面もそうでありませうし、屋根があればというふうなことになるんだらうと思ひます。これまでよく言われてきましたのは、建築基準法でありますとか、十センチなければとかといひる言われてきたわけでありませうけれども、今回の堆肥舎その他については、いわゆる基準法とか何かの言う厳密なものではなくて、きちんとした要件を満たしているということが基準になるということによろしいでしようか。

○政府委員(本田浩次君) 建築基準法の適用との關係につきましては、直ちに適用される、されないうことをご考へますのは難しいのでございませうけれども、一般論といたしまして、地面と固定された状態で設置されて、側壁があつて覆いの屋根があるというのには建築基準法上家屋に相当するということ、建築基準法の適用が及びかねないという状況になつて思ひます。

ただ、私どももいたしましては、できるだけ畜産農家の負担にならないような、しかも家畜排せつ物の野積みでありますとか糞掘りでありませうかといった不適切な管理の形態にならないようなぎりぎりのところの施設基準を考へていきたいと思います。今、どういふふうな思ひているところでございませうか、現時点におきませう私どもの考へ方につきましては、



そういった考え方であるということによって御理解をいただければというふうに思っております。

○郡司彰君 説明としては理解をいたしましたけれども、なかなか納得できないというふうなところもあるのではないかと。

実は、この前提となりますそれぞれの農家の状況でありますけれども、例えば大臣よく御存じの北海道なんかはこれまでも負債の問題をどうするんだということが随分言われてきて、なかなか思うような効果はありますか、数字的にはやっています農家が減少したりいろいろなことでもって一戸当たりとか全体の負債の額が減ってきているようになっていますので、かなりまだ深刻だということなんでしょう、それが前進されてきていると取り組まれている、それが前進されてきているというふうなことになるかと、わかっているんだけれどもなかなかできないんだと、そのようになっているわけでありまして。

現在のこの負債対策についてはどのように取り組んで、どのような状況でしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 畜産農家の負債の現状と対策の状況でございますけれども、先生御指摘のとおり、平成十年度公表の農業経営統計調査によりまして、例えば酪農家につきましては、一戸当たりの負債額が平成九年末で千四百六十九万一千円となっております。これは年度当初に比べまして四・二%減少している、こういう状況でございます。一方、一戸当たりの資産額につきましても六千三百六十六万一千円、これは負債額を大幅に上回っている状況でございます、年度当初に比べましても資産額は二・三%の増加になっております。また、肥育牛及び養豚経営につきましても数字は御説明いたしませんけれども、同様の傾向となっております、畜産経営の全体的な負債の状況は大変改善されてきているというふうな思っております。

しかしながら、個別経営の実態を見ますと、一部には固定化した負債を抱えて苦戦している畜産

農家があることも事実でございます。これらの経営の皆様に對しましては、従来から、御承知のとおり、償還期限の延長でございますとか、据置期間の延長でありますとか、中間据置期間の設定など各種制度資金の貸し付け条件の改善であるとか、それから自作農維持資金によりまして再建整備資金、償還円滑化資金の融通などを行ってきております。

このほかに、特に酪農、肉用牛、養豚の農家に對しましては、大家畜経営活性化資金でありますとか養豚経営活性化資金の融通などによりまして長期低利資金への借付措置を講じてきていますところでございます。これらの措置の適切な活用によりまして、畜産経営の一層の改善と体質強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○郡司彰君 今ありましたような数字になっていくと、補助金の種類もたくさんあるわけですが、実際に担保がもたないというところまでなっているというところが多いですね。例えば、五十頭とか百頭ぐらいでそれぞれ今回のものに照らして施設をつくりました。大体幾らくらいかかるというふうな試算でしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 先生御指摘のとおり、文字どおり施設整備に要しますコストにつきましては、施設の種類の、これは堆肥舎でありますとか乾燥施設が必要かと、そういった施設の種類のありますとか飼養規模などによって異なるわけでございます、一律にその額を示すことは困難でございます。

そこで、一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合にどのぐらいかかるかというところを試算してみますと、酪農の場合で、これは平均的な家でございまして、飼養頭数五十頭規模ということで考えてみますと七百五十万円程度でございますが、それから、肉用牛の場合でございますが、これは繁殖牛経営と肥育牛経営の平均ということで、飼養頭数規模二十頭で計

算してみますと二百万円程度、こういう状況でございます。それから、養豚の場合で、これも平均的な規模で飼養頭数八百頭ということで計算してみますと七百万円程度というふうに見込まれております。

なお、これは先ほど御説明いたしました標準的な構造基準に沿って試算した場合でございますが、これを防水シートなどを利用して簡易な施設によって整備するというところで計算してみますと、このコストはたまたま御説明いたしました試算の三分の二程度になるのではないかと、このように見ているところでございます。

○郡司彰君 今、大体五十頭で七百五十万、肉用ですと二十頭で二百万円というふうな数字ですけれども、例えばこの前もちょっと北海道に行っていました。厳しいなという話を相当さかかっているところがありますけれども、そこなさかかっている百頭のところ、これは今の局長からの答弁の方は多分違うんだと、フリースタイル方式で飼っているところで実際にやったところが七千万から八千万ぐらいかかっているんです。それで、北海道開発庁の補助事業としてそれをやっているわけですが、方式が違いますから一概に言えませんけれども、なかなか七百万で上がるの、相当程度のものでございまして。

それから、先ほど言いましたように、これはそれぞれの農協の方でもって農家の経営の数字をもとにしていろいろなランクをつくっておりますけれども、北海道の場合ですとAランクと言われるのは大体四四%、Bが四七%、C、Dはそれぞれ五、四というふうな少ないのでありますけれども、大体Aでもきついでらうというふうな一般的に言われているわけですね。

そこで、皆さん方が言うのは、例えば乳用牛ですと乳価でもって一年間どれだけの収入があるんだということになると、私が行ったところなんかは夫婦と息子さん、それからパートの人なんかを

使っていましたけれども、三人の家族の年収でございますと六百万をちょっと切るぐらい、そういうふうな年収になっているわけですね。要するに、乳価で返せるのかというふうな議論が相当出ておりました、本当にこのような形でもってやっていくということには自信が持てない、そういう議論が多いわけですね。

そこで、例えば人間の世界でいえば、この問題については下水道に当たるんじゃないかと。下水道のところというのは公共事業という側面をより高くというよりも、公共事業と国営のものとして考えていただかなければ、なかなか一方で食料生産に寄与する、国内の農業総体の問題からも頑張っていく、その思いと一致しないんだと、そのような思いが大分言われておりますけれども、公共事業あるいは国営のものとして考えていくというふうなお考えはございませんでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) 公共事業として考えるかどうかということをお答えする前に、私ども、今回、法律を提案していることもかかわるわけでございますけれども、今後、畜産経営が地域の中で安定的に発展していくためには、まさにこの家畜排せつ物の問題につきまして適切に対応いたしまして、畜産環境の保全でありますとか資源の有効利用の確保の観点からこの環境問題につきまして適切に対処をいたしまして、堆肥として農地に還元することを基本としてその利用の促進を図っていくことが必要だろうと思っております。確かになかなか難しい点ではございますけれども、少しでも資源化して有価資源として利用できるという形で活用がまず必要であらうというふうな思っているところでございます。

加えまして、できるだけ低コストで家畜ふん尿の処理を行う、これも大事な点であるというふうな思っております。先生御指摘の数千万円かかるといふことにつきましても、これも堆肥舎だけをつくっているのか、それとも浄化槽もつくっているのかといった施設整備の内容とかかわりを



役または五十万円以下の罰金になっているといつたような例などを参考に、この罰金の額を定めさせていただいておられるところでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、適用に当たりましては十分に畜産農家の方々の御理解も得た上で実行していく必要があるというふうに私も考えているところでございまして、家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設の整備に係ります期間などを勘案いたしまして、管理基準の適用につきましては畜産経営に過度の負担を課することとならないように、先ほど御説明いたしました管理基準に定めます各事項ごとに、これはハードの基準とソフトの管理運営基準と両方あるわけでございますけれども、ハードの基準とソフトの基準ごとに一定の経過期間を設けるという方向で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

できるだけ理解を得た上で、この法律が円滑に運営できるように経過措置の設定をしたいと思いますと考えているところでございます。

以上でございます。

○郡司彰君 できるだけというような猶予期間の話がありましたけれども、例えば五年とかというようなことを頭に置いてよろしいでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) ハードの基準につきましては、例えば五年というようなことで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○風間潤君 公明党の風間ですけれども、まず持続性の高い農業生産方式のことについて伺います。

都道府県が策定する導入指針において、私は、化学肥料や化学農薬の削減目標は数値的目標を出すべきだというふうに思っています。特に、窒素については今土壤中に極めて多く蓄積しているというか過剰の状況が続いているということなものですから、削減の数値目標まで定めることが私は望ましいと思うんです。

ろん生活排水やいろんなことがあるかもしれないけれども、むしろそちらの方が大きい問題かもしれないけれども、農業に関しては農水省がきちっとある程度ここまでは出さないようにということには指導していく必要があるのじゃないかと思うんですけれども、地域差のある、あるいは種目別によって使う量も違う、さまざまあるにしても最低基準の削減値を目標値として掲げるべきだと思いますが、どうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 先生からお話がありましたとおり、肥料の中で成分で窒素が非常に私ども関心を抱いている成分であることは間違いないと思えます。ただ、御提示ございました窒素について削減目標を具体的な数値でつくってはどうかというお話につきましては、農業をそれぞれ営んでおられますところの気象条件、土壌条件、これは先生もおっしゃったわけでございますが、地域によって大変区々さまざまでございますが、私ども調べてみたわけでございますが、同じ作目でございますけれども、例えば水稲のコシヒカリの場合でございますが、栽培に必要となります肥料の施用量は各県で一応の標準的なものがございまして、最高十アール当たり窒素ペースで七キログラムと定めている県から三キログラム程度というところで、二倍以上の開きがございましたりして、都道府県で相当違うという感じを持っておりまして、

それと、仮に今度は片方で技術を導入するといいますが、そういうことをしていった程度程度等々を示すにしても、地域ごとの異なる数値を書くといった場合に、農地に投入される肥料由来の窒素が具体的に削減目標として数値で定められるかということもございまして、そこはなかなか難しい面があるかと思っております。

さらにお話ございましたので、仮に地域ごとに目標を定めるとした場合でも、適正な施肥をもう現に行っておられる方がおられます、片方は率直に申し上げますとかなり入れ過ぎているという方がおられた場合に、どうやって具体的な全体の

目標を決めるかということ、決め方によっては逆に不公平なことになる、公平性の観点から合理性を欠くことになるのじゃないか等々ございまして、なかなか数値として削減目標を決めるということでは現在のところ適当な形ではないんどうらうということ、私どもとしては、全体としての導入すべき技術の形ということで農業生産方式を御提案させていただきますというところでございまして、

○風間潤君 ですから、基本的には化学肥料や化学農薬を削減するという方向で持続性のより高い生産方式という法案を出していただければいい。今おっしゃったように現実には削減をやっている方もいる。これは都道府県の単独事業としても先進的な事例が出てくることになるんだと私は思っています。うちはここまで削減してこれだけ生産性の高い、しかも安全性の高いものをつくっているんですよということが出てくると思

であれば、要するに最低ミニマムの削減目標値ぐらいをきっちり出してあげれば、逆に言うところ張り合いが出てくるという部分も一方で利点としてはある、一方で差別性になるという今の公平性を欠くというお話だけでも。

そうなる、単独事業としていいものをつくりたい、より生産性を上げてつくりたいということになると、今度はそういうところに、今までもやっていたらいいけれども、補助金というかいりんな支援事業をこれからやらなきゃならないということでありまして、交付金や補助金の対象事業としてそういう先進的にいい農法をやっていること、この地域あるいは府県にどのぐらいの予算措置をしていくのかということが、またそこも張り合いになるということなものですから、今まで環境保全型農業に何十億という金をつぎ込んでいたけれども、その辺のことも含めて、要するに補助金や交付金の対象を、先進的な事例にどのぐらいのことを考えて、どのぐらいの予算でいいのか教えてもらいたい。

○政府委員(樋口久俊君) 今回、持続性の高い生産方式を導入するということのいわばサポートするための新たな予算ということ、それぞれ別途あったものを除きまして新たに対応するというところで考えておりますのがおよそ三十億程度でございます。これらにつきまして、本年度から共同利用施設の整備とか技術の濃密な普及指導等々ということで御支援をしていくわけでございます。

その場合に、どういう基準で、例えばどういうふうにご各県で、配分と言ったちょっと失礼になるかもしれませんが、していくかということについては具体的なことがあるわけではございませんで、むしろ採択をいたしますときに、この法律の文章の用語をそのまま使わせていただきますと、どのぐらいの数の認定農業者がおられるかとか、具体的にどういう形で地域で取り組んでおられるかということをケース・バイ・ケースで見ながら、採択をしていくときにそういうことが配慮事項になるのかなという感じは持っておりますけれども、最初からこういう基準であれば幾らということも考えているということではございません。

○風間潤君 確認しますけれども、持続性が高いということはコストがつかないということですか。

○政府委員(樋口久俊君) これも条文を使わせてもらって恐縮でございますが、私どもが提案しております法案の第二一条に、「この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に「云々」と書いてございまして、「合理的な農業の生産方式」ということを書いてございまして、

て常にコストが高くなるというふうには考えていないわけでございます。

○風間潤君 今お話がありましたように、導入に当たって最初は物すごくコストがかかるわけですから、生産者の方がその導入にちゅうちょすること自然考えられるというふうに思うんです。そして、税制や金融面での優遇支援をどうやっていくかということが、殊に農業機械の範囲といましようか、種類によって相当高いのは高いわけでありまして、その部分について、その導入計画を実施するのに必要な機械類の範囲というのは具体的にどんなふうにして決まってくるのかというの一点。

それから、一方で生産性を高めてコストを下げる機械を導入することで、持続性の高い農業生産方式を導入するには非常に側面的に役に立つわけですけれども、そうすると、今回導入する支援措置の対象にどういった機械があるのかということも教えてもらいたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) 導入する技術に三つございまして、それぞれについて一つずつ事例を御紹介いたしますと、土壌の性質を改善するためにマニユアスプレッダーということで、いわばそういう有機質のものを供給する機械でございます。それから、肥料の施用を低減するために側条施肥ということで、そういう機能を備えた田植え機でございます。それから、化学農薬の使用を低減するというところで、中耕を念頭に置いた除草機、こういう機械を導入することを考えております。なかなか難しいのでございまして、機械の性能が高いということではございませぬけれども、一定のレベルは要求されるわけではございまして、幅があるわけではございませぬけれども、推定では、安いものでは数十万から高いもので数百万程度のものでございまして、これらももちろん改良資金の対象になるわけではございまして、先ほどお話をしました機械のうち、取得価格が二百八十万円、これは租特法の施行令によって規定があるわけではございまして、二

百八十万円以上の場合には税金の特例措置が講ぜられるということになるかと思っております。

○風間潤君 今回の法案は専ら生産段階に限って減農薬の目標を打ち出すものでありますけれども、流通の段階では単に減化学農薬とか減化学肥料といつても府県によって違うわけですね、先ほどのお話ではないですけども、要するに、それぞれの県ごとというふうには明確にはいかないけれども、独自の農業使用基準があるわけですね。したがって、同じ産地でつくられたものが、ある県では減農薬野菜、ある県ではそのままの普通の野菜として売られているという現象も起こっているわけですね、現実には。

当然そうなんですけれども、だからそうならずとも、野菜の種目ごとに応じたというふうにした方がいいのか、あるいはつくる際に農薬がどのぐらい使われたということにした方がいいのか、いろいろ考え方がいろいろあるにしても、いざれにしても統一的な薬品というか化学合成資材の基準というものが僕はやっぱり必要ではないかと思っておりますけれども、大臣、そこはどう思いますか。東京で食べているもの、北海道で帰って食べているもの、同じものでも違うわけですね。

○国務大臣(中川昭一君) 先生の御指摘はよくわかりました。全国一律の基準ということに関してでございますけれども、先生御指摘のように、どこがよい悪いは別にして、同じものでも東京で食べるものと我々の地元で食べるものとつくり方の条件が若干違う。これは南北に長い、狭い国土であつても自然条件が違いますし、極端に言えば、道路一本挟んで地方、気候条件も違うわけではございませぬから、そういうものを一律的にやるということではなかなか消費者にとつても意味が違ってくるのであろうというふうには思います。しかし、やはりこれは地域の多様性というものを配慮いたしまして、それぞれの実情に応じた減・低農薬等の取り組みを推進することが必要だという認識に立っておりまして、農林省といたしましてはガイドラインというものを設けまして、

減農薬栽培農産物の表示の基準につきましては、当該地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数のおおむね五割以下と、こういうようなガイドラインがあるわけではございませぬ。

要は、生産者にとつて、先ほど先生からも御質問のありました、少なくとも初期にはコストも、あるいは労力というか精神的な意味も含めたエネルギーもかかるわけではございませぬので、そういうものの条件も違ひますし、また消費者にとつても、もともと三回だったものが一回になるのか、六回であつたものが三回になるのかで幾らかでも違うと思ひます。

これは、これからの法案の話をしては失礼かもしれませんが、例え国会に御提出申し上げておられますけれども、例えばJAS法なんかとも絡んでくる議論だと思ひますが、生産者、消費者両方が正しい認識と情報、そして効果上がるように、また先生の御趣旨も私自身も理解できる部分もございまして、今後引き続き我々としても実態に即するように努力、検討してまいりたいと思ひしております。

○委員長(野間起君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。  
午前十一時五十八分休憩

午後一時三十一分開会  
○委員長(野間起君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改正する法律案及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○風間潤君 持続性の高い農業生産方式の導入促進法案について、残っている分を少しやらせていただきます。

いわゆる無農薬農法については、非常に科学的根拠があまりないで、ある意味では玉石混交の感があるわけでありまして、今回の法案で言うところのより好ましい農法に、無農薬農法についての検証をどのようにされているのか。きのこの質問通告のときに、なかなか検証が困難だという話だったんですが、それであるならば、本当に持続性の高い農業生産方式における農法というものは位置づけがあまりないようになってくるのではないかと思ひます。

だから、科学的検証のできている部分があるはずなんですけれども、まずそこを一つ教えていただきたい。もし科学的にも根拠が明らかであれば、今回の農業者が行う導入計画によって今度は県とか農協なりが奨励していくことになると思ひますけれども、その場合の補助制度についてどうなのかという点について、二点、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) 二つございまして。一つは無農薬栽培、これは、一言で申しますけれども、なかなか条件が、言い方によっては全く違った話になるかもしませんが、全く農薬を使わないことを証明する、これは非常に難しいことではなからうかと思ひます。特に、我が国のようにかなり圃場なり経営がそれぞれ近接して行われているということになりますと、これはもうほとんど不可能に近いということではなからうかと思ひます。ただ、どうしてもということでは、かなり閉鎖系といえますか、相当限定された条件のもとでやるということではなからうかと思ひます。ただ、無農薬栽培そのものが仮に存在した、あつたと証明された場合には、これは私どもとしては持続性の高い農業生産方式の一つとして扱える可能性はあるんじゃないかというふうには考えております。位置づけについてはそのように考えているわけではございませぬ。

それから、例えばそういうたぐいのいいいます

か、そのような農業なり肥料を減らしてやるというふうなやり方の栽培、これはいわば千差万別でございまして、従来から生産者がいろんな工夫をして取り組んで範囲を拡大してきておられるわけでございます。農林水産省としてはそのような取り組みに、補助事業の対象にするとか金融措置で支援を行ってきているわけでございます。

具体的に挙げてみますと、例えば堆肥の供給の施設でございますとか、土壌診断を行うことのできる施設でございますとか、それへの助成とか、あるいは農業改良資金の貸し付けとか、あるいは表示についての指導等々を行ってきているわけでございます。

今回、御提案申し上げております法律に基づきましてきちんとした手続を踏んで確認をされたものについては、当然、法律に定めてございます金融・税制上の支援は行われるわけでございます。これに関連して予算措置を充実させておられますので、これらを活用していただいて、例えば農薬を減らすような農産物の生産ということについては役立てていただきたいと思っております。

○風間君 何か非常に一般論的な話になっていくんだけど、本日に一〇〇％ピュアな無農薬というのはいり得ない、日本の気候条件、風土的な環境条件からいいますと。しかし、減農薬については、ある程度検証されればということですが、その検証すら僕はできていないんじゃないかと思っております。これは民間の自主性に任せとやっています部分もあるわけでありましょうから、それは難しいと思っております。だけれども、それはそれなりに、農水省のいろんな附属機関というか、特殊法人も含めて機関があるわけですから、そこでインピットでも検証しておく必要があるんじゃないかと。そういうことに関しては、規模が小さくても例えば補助事業をきちんとやっていくというふうな、具体個別的であるかもしれないけれども、そういうところを奨励してやること、私はもっと、より生産性を高めていく農法が

普及していくのに寄与するんじゃないかと思うんですけれども、もう一回。

○政府委員(樋口久俊君) ピュアという言葉をお使いになりましたが、全くゼロかどうか、なかなかこれは議論が難しいかもしれません。極めて難しいということとは御理解をいただけたらと思います。

ただ、消費者、つまり最終的に消費をされる方の間に、だれがそれを保証するかという、確認をすることの責任といえますか、その技術について相対的な整理がされなければ、これについては消費者の方もなかなか受け手としての自信といえますかそういうものがないでしょうし、生産者の方もそれについてきちんとした流通のパイプといえますか、マーケットができていくということについてはなかなかエネルギーがわかないという面もあるかと思えます。

したがって、そういう一定の条件のもとにつくられたものについては、だれがどういう責任で、どういう形で保証するか、これを整理しないと難しいかなという感じもいたしております。

○風間君 わかりました。次に、肥料取締法の二部改正案について伺います。今回、普通肥料に分類される汚泥肥料や汚泥堆肥は、非常に均質性という均一性の確保というのは困難だと思っております。したがって、その有効成分についても、有害成分についても、商品といたしましては検査を要するチェック体制というのには本当に必要じゃないかと私は思っております。これはどうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 今回、新たに汚泥等が普通肥料の扱いになるわけでございます。その場合、公定規格というものを定めるといことになるわけでございます。

その登録をする場合に、大別しまして二つのチェックといえますか、それが行われる。一つが、その定められました公定規格にきちっと適合

しているかどうかということを確認するという手順が一つでございます。それからもう一つは、植物に対する影響を見ないといけませんので、栽培試験を行うということ、大別して二つのチェックを行うということになり、そのようなやり方で品質の保全を図ることだろうと思っております。

○風間君 これは、僕は、ある特殊な作物だけでもないからきちっと生産の一つ一つのサイクルごとによつておく必要があるんじゃないかと。先ほど大臣がおっしゃったように、これからJASS法の一部改正で遺伝子組みかえ食品あるいはオーガニック食品、さまざまなことが今度入り込んでくる。そうすると、一方では消費者はそれに対する安全性を、国としてどうやっていると、一方では、余りぎざぎざやり過ぎると今度は逆に不安を消費者に与えるということがあるものだから、何か一つでもいいからピックアップしてやるべきではないかと思っております。その生産サイクルごとに、そこをもう一歩突っ込んで、どうですか。

○政府委員(樋口久俊君) 平たい言葉で言うと危ないといえますか、重金属等の有害と考えられる成分が含まれるかどうか、これは当然、私どもとしては単にチェックをするだけじゃなくて、いろんな形で知見を深めるといいますか、自分たちの業務の中でそういう試料をふやしていくということとは必要ではないかと思っております。

そのために、具体的にみずから栽培をやるかどうかというのとは今とちがって決まていないわけでございますが、さまざまな情報を前提にしながら知見をふやして、例えば万一新たな知見が見つかつたというふうなときに別の成分を加える等々のためにそういう作業は続けていかなければならないと思っております。

○風間君 今度は保証期間について伺いますけれども、保証期間は登録期間で三年ごとに更新されて

いくが、しかし登録期間が今年六年に延長されるものもあるというふうになっていきますね。どうしてどんな基準で延長を認めたのか、三から六と倍に、それが一点。当然、規制緩和の観点からは六年に延長されるものの範囲をふやすことも必要だけれども、事汚泥肥料や汚泥堆肥については有害物質を含んでいる可能性があるから、これは安易に登録期間を延長すべきではないと私は思っております。それは三年ごとというふうになっていくけれども、極端な話、むしろもうちょっと詰めてもいいぐらいではないかと思っております。

基準を六年に延長した部分についてどんな基準で決めたのかということ、汚泥堆肥、汚泥肥料についてはむしろ三年をずっと維持すべきだし、極端な言い方をすると、場合によってはもう少し短縮してもいいのではないかと、この二点について。

○政府委員(樋口久俊君) お話ございましたように、普通肥料の登録の有効期間は六年と三年と二つあるわけでございます。

このメルクマールといいますが、おおむね二つほどございまして、一つは原料とか生産方法がかなり固定化しているかどうかということでございます。それから、原料とか生産の工程あるいは使われる成分、その形態から見て肥料の有効性、肥効ですね、それから安全性、そういう両面から見て予測し得ないような問題の生ずるおそれがあるものに、こういうものは、先ほどお話ございましたように、相当きちんとした管理といまうことを考えておるわけでございます。

そういう考え方のもとで、汚泥肥料等に翻ってみますと、産業活動や生活活動から出てまいります廃棄物を原料としたところで、希金属等の有害成分を許容限度以上に含有する等々のおそれ強いということで今回考えておられて、六年とするのは適当でないということで三年ということ

○風間潤君 だから、極端な言い方をすると三年でいいのかわいいうことも踏まえて突っ込んで聞いています。

○政府委員(樋口久俊君) 現在のところ、一応三年にするというところで考えております。

なお、先ほどもございましたように、途中で別途の知見が得られてそれはもう危ないということになりまして、その流通を停止するとか取り消しするとか、当然そういう別途の措置が法律上用意されておりますから、それは適切に対応していきたいと考えております。

○風間潤君 そうしますと、もしこの法案が通りますと、公定規格で登録してそれを要するに調べるところ、いわゆる肥料検査所というんでしょうか、その役割というのは極めて重要なポイントになってくる。

そういうことでいえば、きのう質問通告で教えてもらった、たかだか全国に六カ所しかない、しかも百四十名、多いところ少ないところあるにしても、検査所の増員を過去十年から現在までは聞きました。現在の百四十数名で今後対応し切れるのかという問題が起ってくるんじゃないかと思っておりますけれども、増員についての目標設定を含めて、そこが一点。

それから、登録更新が一定の期間に集中しちゃうとまたそこで大変な検査量と費用もかかってくるというところから、振り分けなどの措置、ここについてお考えがあれば伺いたい。

○政府委員(樋口久俊君) お話ございましたように、私ども、今度、肥料取締法に基づきました改正後は全国六カ所に設置されております肥料検査所を対応していくということになるわけでございまして、大変重要な任務を担うことになってまいります。

ただ、どういう形で今回の業務が影響してくるかということですが、現在新たに普通肥料として登録をされるだろうと見通しておりますが千七百銘柄程度ではないかと見ておられるわけ

でございます。これが一挙にされると、先生からお話ございましたように、まさに受け入れ側でパンクをしようというところもございまして、事前にいろんな振り分けをするとか、それから相手方とよく相談をするとかいうことをやりまして、登録申請が一時期に集中しないように事前に十分調整を行う。当然、私どもはそれなりの情報は持っておりますので、全くやみから何かが出てくるみたいな話ではございませんので、よく調整をしていきたい。

かつ、それは一定の時期だけでございまして、その後また通常業務に移っていくわけでございますので、むしろふやしますとかえってそこだけのレベルでまた動いていくという不都合もありませんので、むしろその部分は私どもの組織の内部で逆に業務調整などをして、例えば本省からその期間は助っ人を出すというあれですが、受付・審査業務等について支援体制を充実するというところで、その期間はしのいでいくと思っておりますか対応していくということにしたいと思います。

それから、先ほどもお話を申し上げましたが、登録だけではございまして、当然その後のウオッチといえますか、が必要になるわけでございます。これにつきまして、これまでもそういう考え方でやってきておりますが、被検査者といえますか、対象になります検査を受けられる業者の方の負担の軽減とか、検査をできるだけ効率的にやるということ、形式的、一律にやるんじゃないかと、これまでの立入検査の成績等を私どもは承知をいたしておりますので、その辺で検査の重点化を図るとか臨機応変な対応を行うということ、現状の体制のもとで対応をしていくことは十分可能だと考えておるわけでございまして、これで何か業務の円滑な遂行に支障を来すとかあるいはどちらかがおろそかになるというふうなことはないように、本省と肥料検査所が一緒になりました業務の配分等を考えながら対応していきたいと思っております。

○風間潤君 わかりました。次に、家畜排せつ物の管理適正化利用促進法案についてです。

家畜のふん、堆肥については実際上はかなりのその切り返しに設備を投入しなきゃならないということ、三カ月以上数回の切り返しを伴う堆積を行うことが望ましいとされているけれども、現実にはこれはなかなか難しい部分も場所によってはある。規模によってはこの切り返し設備にかんがりの投資が必要な場合も出てくるわけで、そこについての金融支援をどうするのか。具体的な小さいことではあるかもしれないけれども、農業者にとっては大変な問題だと思っております、そこを一つ。

それからもう一つは、今回、野積みや素掘りをやめて、堆肥舎の整備を促進する法案でもあるわけですから、そうはいっても攪拌装置を備えた堆肥舎というのは割合は極めて低くて、肉用牛ではわずか一割以下、〇・八割ぐらい。特に、鹿児島とか宮崎とか徳島なんかでは大変な処理能力を強いられるということもあるわけなんです。

そこで、堆肥舎の設置奨励をするために、僕は個々の農業者に金融支援や税制上の支援だけでは足りなくなってくるおそれがあるのではないかと思っていますから、むしろ自治体なりあるいは農協が例えば共同利用センターなどを設置して、そこに補助金を交付していった方がより効率性が高くなってくるんじゃないかと思っておりますけれども、この部分について、二つお願いしたいと思っております。

○政府委員(本田浩次君) このたび、この法律に基づきまして家畜排せつ物の処理、堆肥化に必要な機械、施設の整備を重点的に行うための金融上の支援措置をいたしまして農林漁業金融公庫に新資金を創設することにしたところでございまして、この新資金につきましては、従来の畜産経営の環境保全のための資金に比べて、まず第一点では、機械、施設の取得などにかかわります資金の償還期限につきまして、従来十五年以内であったものを二十年以内に延長する。それから、貸付限度額につきましては、個人につきましては一億円から一億二千万円、法人に対しては三億円から四億円でそれぞれ引き上げるといふ点、それから第三番目に、融資対象につきまして、機械、施設の取得などに加えてリース料金などの一括払いの賃借料などにつきまして融資対象にするといった点などの貸し付け条件の拡充を図っているところでございます。

それから、堆肥センターの問題でございますけれども、御指摘のとおり、優良な堆肥をつくり、しかもその利用を一層推進していくためには、共同堆肥化施設につきまして、地域における家畜排せつ物の集約的・効率的処理や堆肥の品質向上による流通、利用の促進を図る上で共同利用の堆肥センターが極めて重要な役割を果たすというふうな考えをしております。このため、従来から補助事業などによりまして地方自治体、農協などが設置する共同堆肥化施設の整備を推進しているところでございます。

これにあわせて、堆肥の広域流通の促進を図る観点から、堆肥センターにおきます堆肥の成分分析でありますとか、それから耕種農家に対する堆肥の散布を進めるために堆肥センターにマニユアスプレッダーのようなものを整備するような事業でありますとか、さらには堆肥センターと耕種農家の堆肥に対する需要動向について、言ってみればいわば堆肥需給マップのようなものをつくるか、それから堆肥の投入効果の実証展示などを行うとかといった事業を新たに実施することにしていくところでございます。

今後とも、こうした施策の円滑な実施によりまして共同堆肥化施設の整備の促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○風間潤君 個人を一億から一億二千万に上げたという胸を張って言える話じゃなくて、そんな一億も借りる人は個人でいるわけはないんです。せいぜい借りたって二千万ぐらいなんだから、具体的にもうちょっと個人個人だっただらどこまでお貸し

できるのか、あるいは相手側の状況も見定めなきやならないけれども、そういう話をしてもらいたかったんだけど、まあいいや、時間がないから。

大臣、農業における土づくりの必要性を再認識しなければならぬという観点で僕はこの三法案があると思っております。現在の農業というのは生産最重要視の中で、ある意味では対症療法的な法案なのかなと思うので、意見をちょっと聞かせていただきたいと思います。

僕は、土を休めるという観点で一月とか一月半ぐらい必要じゃないかと思っております。ヨーロッパのように一年とか八月とか休めることはできても、日本はそういうことをできないから、その視点を大臣が持っているのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、環境に優しい農業実践という点でありますけれども、消費者に対する啓蒙を、それはやっていってほしいけれども、むしろ僕は二十一世紀の中盤を考えると、今の小学校高学年あるいは中学生ぐらいの、要するに次の時代を背負う人たちに日本型食生活のあり方を含めてきちっと学校教育の中で持っているようなことを閣議なんかでも文部大臣に思い切っ

て言ってもらいたいと思うんです。

その二点を伺って、終わります。

○国務大臣(中川昭一君) 土を大事にする、つまり維持する、そしてまた地力を増進する、そしてそのために休める。その反対が、荒らすことによつて、特に表土ですけれども、土をなくして行く、このなくしていった例というのは世界じゅうにいろいろあるわけでございます。我が国の狭い国土、またある意味で厳しい自然条件の中で多くの人間に対しての食料供給、そういう観点から土を休めるということに関しては私も非常に強い関心を持っておるところであります。

そういう意味で、今回は持続型の地力増進みたいな法案を御審議いただいておりますけれども、先生御指摘の土を休めるということにつきまして

は、これは畑作の話になりますけれども、例えば輪作体系をやっていく場合に、輪作障害をなくすということから順番にやっていってありますけれども、一年間一定の農地を休耕させるということに私自身も強い関心を今まで持っております。一年間自分の持っている畑の何分の一かを緑肥だけを育ててそして後ですき込んでいく、それによつて地力を増進させる。

したがって、農業生産物としては収入が上がらないわけでございますから、農家にとっては短期的には減収になるわけですが、長期的にはプラスだという観点から、しかしその減収を何とかも補てんすることが農家の意欲に結びついていくだろうということ、農林省としても平成七年から、緑肥といましようか、そういう作物で一年間つくと土に戻すということで、土を休ませるといふことに対しては一反歩当たり五千円の補助金も出して、そういう土を休めるといふような施策をとっておるところでございます。

それから、消費者、特に子供に対する食生活、あるいは自然、生き物、土に対する関心ということに對しましても私自身も関心を持っておるところでございます。

幸い、文部大臣もこの問題には非常に強い御関心をお持ちでございます。ことは文部省の予算で都市の小中学生を農村に行っているのと体験をさせるという事業をつくらせていただきました。来年からは、今度は農村の方々が都市に

来て、狭い土地かもしれないけれども、土に直接触れて子供たちを指導したり、あるいはまた農村でのいろいろな体験、あるいはまたそもそも御飯のもととは一体どういう形をしているんだみたいな

ごく基本的なところから、都市から農村へ、農村から都市へという形で、特に次世代を担う子供たちに対して、自然そして土、国土というものの親近感あるいは実体験をふやしていくように、文部省等々とも連携をとりながら、先生御指摘のような趣旨を踏まえてこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○風間親君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。農業と環境の問題については、生産者の中でも私たちが国民の間でも非常に関心が高まっていると思っております。だから、総理府が行った世論調査でも、農業が自然環境と国土保全に貢献していると思えた人たちが年々増加しているという実態がそこに見られると思っております。一方で、今問題になっております畜産の排せつ物による環境汚染が社会問題化している。日本の畜産の発展にとっても一日も早くこれは解決しなければならぬ問題だと私たちが考えています。

そこで、日本共産党も政府に対してこの点については対策を要求してきたところでございます。今回の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対しては、農家の皆さんもとても不安を抱いているんです。というのは、この法案の内容を知って、今でも大きな負債を抱えている、環境対策はやりたいたけれどもこれ以上の投資はできない、だから政府は離農しろと言っているかというふうな批判も起こっているんです。

一体、政府は各農家に個別に処理施設の設備を行うためにどれだけの投資が必要と考えているのか、設備投資による年間経費も含めて教えていただきたいと思います。

○政府委員(本田浩次君) 家畜ふん尿の処理施設の整備に要するコストでございますけれども、これは堆肥舎でございますとか乾燥施設を備えているかどうかとか、それから尿処理施設といった施設の種類ごと、それから飼養規模などによって異なるわけでございまして、一律にその額を示すことは大変困難でございます。

ただ、あえて一定規模の畜産農家が標準的な堆肥舎を新しく整備する場合のコストということで試算をしてみますと、これは平均的な飼養規模ということととらえておりますけれども、まず酪農の場合には、飼養頭数五十頭規模で七百五十万円程度ということでございます。それから、肉用牛につきましては繁殖経営と肥育経営で相当規模が違わぬわけでございますけれども、これも平均で飼養頭数二十頭ということでとらえてみますと二百万円程度というふうな試算されます。それから、養豚の場合、飼養頭数八百頭ということで計算をしてみますと七百円程度ということでございます。

なお、これは標準的な堆肥舎ということで試算したものでございまして、例えば防水シートなどを利用して簡易な施設を整備するというような場合には、このコストは標準的な施設の場合の三分の二程度になるといふふうに見込まれております。

○大沢辰美君 経費については御答弁がなかったわけですが、去年の調査で、日本農業新聞に発表されたいたんですけれども、処理施設の建設費や経費などのコストについての農水省試算というのが記事で載っていたと思うんです。そこでは、乳牛四十頭規模の酪農経営の場合は施設整備に約千五百万円、処理経費が年間三十五万円ぐらいはかかるという試算が出されておりました。大体私たちが、幅があると思うんですけれども、北海道の人たちにお聞きしたらそれぐらいは最低かかるというお話だったわけなんです。優良事例をもとにした試算ということですが、これを見ても農家経営を圧迫することは明らかだと思っております。

ですから、今の畜産農家にこの負担で処理施設を建設できるとお考えですか。

○政府委員(本田浩次君) 先ほど郡司先生の御質問にもお答えしたわけでございまして、畜産農家の今の経営状況でございますが、平成十年度公表の農業経営統計調査によりますと、農家経

営一戸当たりの負債額が平成九年末で千四百六十九万一千円と年度当初に比べて四・二%減少しているという状況でございます。一方、一戸当たりの資産額は六千三百六万一千円ということで、負債額に比べて大幅に上回っている、それから年度当初に比べて資産額は二・三%の増加になっている、こういう状況でございます。

一方、私も、この畜産環境問題の解決というのは当面の最重要課題だというふうに認識しておりますので、個々の畜産農家の素掘りでありまして、野積みの解消のための施設整備を図るいわゆる補助つきリース事業というものを用意させていただきまして、これは二分の一の補助つきリース事業でございますけれども、平成十年度当初におきまして予算額で八十一億円の予算措置を講じたわけでございます。

この予算額につきましては、私どもの予想を超えた大変な事業要望が寄せられたところでございます。私も、現下の緊急の課題であるというふうに一方で認識しているわけでございますけれども、この事業に対する畜産農家の方々の御要望を考慮してみますと、堆肥化処理施設の整備に向けた畜産農家の投資意欲が大変強いものと考えているところでございます。

農林水産省といたしましては、従来から家畜排せつ物処理利用のための施設、機械の整備に対する公共・非公事業の実施でありますとか制度資金、それからたまたま御説明いたしましたリース事業など各般の施策を講じているところでございます。

また、今回この法律案を提出いたしましたして、堆肥化施設などの整備を推進するための金融上なり税制上の新たな支援措置も講ずる、充実することとしております。さらに、補助つきリース事業につきましても、畜産農家からの極めて強い要望を踏まえまして、平成十一年度予算におきましては、たまたま御説明いたしました当初の八十一億円に對しまして百五十億円の予算措置を講じているところでございます。

今後、こうしたそれぞれ多くの各般の支援措置を通じて、できるだけ早急に施設整備の推進を図ってまいりたいと考えておりますし、また畜産農家の方々の投資意欲も相応に極めて強いものがあるというふうに考えておるところでございます。

○大沢辰美君 リース事業についてはちょっと後でお尋ねしたいと思うんです。今、負債額は改善されているという答弁ですが、全国的な負債額の一戸当たりの金額、それから北海道などでは九八年度の統計でも負債総額は三千四百四十六万円に上っているわけなんです。それから、こういう人たちが本場に数百万円、数千円、ちょっと差がありますけれども、そういう投資を行って本場にやろうとしている人が去年のリース事業ではあったという報告なんです、金額が少なかつたから殺到したという実態があるわけなんですけれども、やはり圧倒的多数の人たちがまだできていないわけです。

そういう人たちが本場にやれるという実態にあるのかという不安を私は抱いているんですけれども、こういう結果はこの人たちが離農に追いやることになるのではないかと、そういう心配をしているわけなんですけれども、畜産局としてはどういう予想を持っていらっしゃるんですか。

○政府委員(本田浩次君) 畜産農家の方々、全般的には経営の状況、負債の状況は大幅に改善している状況にあるということはたまたま御説明したとおりでございますが、ただ個別の経営農家の実態を見ますと、確かに多くの負債を抱えてその経営改善に大変苦勞されている、苦戦をされているという農家があることは事実でございます。

したがって、私もといたしましては、こうした負債対策につきましても、別途、長期低利の資金への借りかえ措置などを講ずることによりまして畜産農家の負債対策にも全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

そうした負債対策を一方で講じながら、環境問題にも適切に対応していくことが地域において畜産経営の円滑な展開を図っていく上で不可欠な課題であると考えておまして、そうした考え方のもとにこの法律を提案させていただいている次第でございます。

○大沢辰美君 法案で言われている支援策は農林漁業金融公庫から金利一・一%の融資と税制上の特別措置があるということだけだと思っておりますが、今まで農業改良資金としてありました、生産環境改善に対する融資という形でやられていたけれども、この融資は償還期間は最長十年だったんですけれども、これは無利子であったわけですね。だから、私は、無利子ということですから農家の皆さんからは喜ばれているんじゃないかと思っておりますけれども、これは融資を受けていらっしゃる方が非常に少ない報告を知ったんですけれども、昨年度の予算が三億円だったんですが、これに對して実績は三千九百万円にすぎないという結果であった。私は、不思議に思っています農家の皆さんに聞いてみたんですけれども、無利子といっても今は低金利の時代だから魅力はない、これ以上結局借金はできないという、投資ができないという意見が出てくるわけなんですけれども、そのとおりだと思っております。

だから、法案の支援措置で本場に農家の支援になるんだらうか。無利子の農家の改良資金さえ利用できないほどの非常に大変な経営になっている農家があるということとをまず認識していただきたいと思っております。ですから、支援措置を本場に抜本的に改善しなければ、私は、経過措置五年間という答弁がありましたけれども、施設整備はできない、やっぱり残ってくるんじゃないか、そういう思いがするわけです。罰金の問題も出ていますけれども、罰金を払えばよいという問題ではないと思っております。ですから、施設整備の投資ができない農家は離農に追い込まれるのではないかと、私もともと家畜排せつ物による環境汚染というものは今日まで政府が推し進めてきた規模拡大政策に私は要因があると思っておりますから、本場に国の責任で施設整備をやるべきじゃないか。ですから、支

援策を融資融資という、利率の問題という内容ですけれども、融資でなく補助的な制度で抜本的に強化すべきだと思っておりますが、いかがですか。この辺、大臣、どうですか。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生から、北海道ではまだ大半が非常に厳しい経営を行っているというお話がありました。北海道におきましても畜産経営、酪農経営は全体としては負債面でもまた総合的な生産環境面でも私は大きく改善をしていると理解をしております。

しかし、先ほどいわれるAランク、Bランク合わせて九割以上というお話もございましたが、ごく一部、昔に比べればかなり少ない部分でありまして、例え北海道の道東の根室地方のある町で、実態なんか聞きますと、もう数戸、AさんとBさんとCさんとDさんと数戸であるということをして、町長さんと組合長さんが全部把握をしております。したがってそれに対してどういう対応をとっていったらいいのかということについても、いろいろと個別的に、町全体の大きな問題というよりも個々の問題として対症療法的にこれから対策をとっていきけるようになってきたというふうな話もつい最近その町長さんから伺ったところでございます。

〔委員長退席、理事若永浩美君着席〕  
そういう意味で、いわゆる不足払い制度が発足して以来の三十三年の間に厳しい時代もありましたけれども、今御指摘の北海道に對して申し上げたけれども、全体としてはかなり私は改善をされていき、また前向きな方向性に向かう状況になってきておるというふうに認識をしております。

ただ、現に負債が三千数億というお話がありました。確かに全国平均あるいは北海道以外に比べれば多いわけでありまして、一方ではまた資産も多いわけでございます。そういう中で、先ほど申し上げましたが、そういう地域だからこそ逆に、いわゆる家畜排せつ物対策というものが町全体あるいは地域全体の問題であり、もちろん農家



自身の問題でもあるわけでございます。したがって、本法律を中心にしたしまして、自治体あるいは先ほど申し上げました個々の農家単位での問題点もはっきりとしてきておるわけでございますので、単協、町として北海道庁と総合的にそういう対策を講じて、とるべき対策をとっていく状況に入ってきておる。

なお、二・一が高いか低いということ、公定歩合が五%の時代の二・一といえは大変低い、そんな制度資金はなかったわけでございます。三・五がたしか最低であったというふうに記憶をしておりますが、今や二・一とかそういう金利、これはもちろん公定歩合が〇・五という時代でありましたから、それとの関係でありますけれども、そういう時代にもなってきたおる。あるいはまた、経済状態全体が厳しいとかいう状況もありました、低金利という時代もありました、いろんな状況がありますので、そういう中で、個々の農家あるいは日本の酪農、畜産全体の向上、そしてまた時代の要請であり、最終的には農家にとってもプラスになるこの家畜排せつ物に対する処理対策というものを推し進めていくべく制度をつくり、また投資をし、また個々の農家の御努力をいただくということでの政策を推し進めていきたいというふうにご考えております。

○大沢辰美君 おっしゃったとおり、農家の皆さんはこの問題を本当に解決したいと思われているわけです。畜産も続けていきたいと考えているわけです。ですから、今おっしゃったように、昨年からは始まったこのリース事業に申し込みが殺到したという結果、予算は去年八十一億円だったわけですから、それがいっぱいになって、畜産環境整備機構が独自に三十億円を組んだという報告も聞いたんですけれども、本年度の予算は約百五十億円ですか、増額された。それは数字的にはそうなっているわけですが、北海道では二分の一の国の補助に加えて道が四分の一の補助をしたために農家は四分の一の負担でよかったですという本当にいい制度になったわけですから、殺到したと思

うんです。ただ、予算が少な過ぎて希望する農家に対応できなかったというのが昨年の実態でした。申し込んだときには既にもう枠がなかったと他府県ではお聞きしました。

ですから、合計百一十億円昨年あったわけですが、受けた農家はおよそ八百五十戸にすぎなかったわけですね。農水省の調査では、いわゆる未整備農家戸数というのは酪農だけでおよそ二万五千戸という数字が出されていると思うんですが、このリース事業に限って言ったならば、五年という経過措置の中で整備どころか本当に計算したら二十年以上もかかるということになるわけですね。

だから、本当に政府は環境対策事業をやろうという姿勢があるのだろうか、私はこれではうかがえないと思うんですが、リース事業を含めて、私はやっぱり充実させる今後の対応が要すると思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(本田浩次君) 畜産環境問題の解決のために私どもは従来からいろいろな対策を講じてきているわけでございます。これまでも御説明をさせていただいてございまして、改めて少し丁寧に御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

堆肥舎でありますとか乾燥施設でありますとか、それから尿処理施設でありますとか、そういった家畜排せつ物の処理、管理を適切に行い、しかも良質な堆肥をつくることにより有効利用を促進するための施設整備を行うというための事業といたしまして、従来から一つは補助事業によりまして、これは公共事業と非公事業と両方あるわけでございますけれども、こうした公共事業、非公事業によりまして、主として共同利用にかかわります家畜排せつ物の処理利用施設の整備を行う、これが一つでございます。

それから、個人利用にかかわります施設整備につきましても、融資でありますとかリースなどによる支援策を講じてきていますということでございます。特に、先ほど来御説明いたしております二

分の一補助つきリース事業に対する農家の方々の要望は極めて強かった、こういうことでございまして。

これに加えまして、今回この法律案を提出いたしました堆肥化施設などの整備を推進するための新しい金融上なり税制上の支援措置を講じてその充実を図っていく、こういうことでございまして、これら万般の政策を総合的かつ効率的に展開することによりまして、できるだけ早急に施設整備を進め、早期に畜産環境問題の解決を図っていただきたいということでございます。

○大沢辰美君 ちょっと質問に答えてただけでいいと思うんです。その内容については法案で出ているわけですからわかるわけです。この法案で解決できるのかという見直しをお聞きしたわけです。

もう一例、北海道の補助について今説明しましたけれども、茨城県なんか国が二分の一の補助をする事業に県が三分の一の補助を上乗せして、市町村はもっとそれに乗せしたわけです。ですから、農家負担は二〇%ぐらいまで引き下がったところも出てきているわけです。茨城県の場合は釧路の浦の問題もあって対策を求められたことから支援措置も充実されたということですが、今回の法案によって茨城県のようなことが全国で求められていると思うんです。

だから、国としても、私は今、乳牛だけで二万五千戸の未整備事業があるということをお述べましたけれども、これも個人施策、共同施策を含めて、あなたが言っている五年間という経過措置の中で二〇〇五年ぐらいには九九%の家畜排せつ物の環境対策ができるというプログラムというんですか、そういう計画というのを、私は、法案を出す以上やっぱり持っている、これで必ずつくりますよ、環境対策ができますよというその辺の見直しをお持ちですか。あれば示していただきたいということをお尋ねしているわけです。

○政府委員(本田浩次君) 先生が今までのいろいろ酪農家で二万五千戸ぐらいいというふうな数字を

おっしゃっておられました背景にありますのは、農林水産省が平成九年に行いました環境保全型農業調査によりまして、これまで御説明しておりますように、例えば酪農につきましては野積みで三六%の農家が行っている。それから、素飼りで野積みで一八%。それから、養豚農家につきまして野積みで九%、素飼りが一〇%。採卵鶏につきまして野積みで三%の農家が行っている。こういった実態でありますとか、それから農業構造動態調査から推計するところによりまして、酪農及び肉用牛につきましては屋根のないいわゆる堆肥盤のみを有するものが酪農で二九%、肉用牛で二〇%ある。こういった結果を踏まえた酪農家のこれからの施設整備を必要とする農家の戸数が二万五千戸、こういうことでございます。

小規模な農家につきましては必ずからの経営耕地に堆肥を還元すればいいというようなこともあり得ますので、小規模農家につきましては特に施設整備を行わなくても管理の適正化を図ることができるということを前提といたしまして計算をしますと、今後、施設整備を要する農家が約四万戸と考えているところでございます。

これらにおきます施設整備の必要総額につきましまして、先ほど来御説明しておりますように、飼養頭数規模等、それからどんな施設を整備する必要があるのか、それから周辺環境との関係等々、その整備費は一律に算出することは極めて困難な面があると考えているところでございます。

今後、これまで御説明しておりますような各般の施策を総動員いたしまして早期に畜産環境施設の整備を進めていくわけでございますけれども、その整備についての考え方ににつきましては、この法律案に基づき策定されます基本方針なり都道府県計画において、地域の実情に即した施設の整備目標を定めながら、この計画を通じて施設整備の全体の必要額の把握に努め、その必要額の投資を助長するような施策を講ずるよう努力していきたいと考えているところでございます。

○大沢辰美君 そういう点では不十分ですけども、四万戸という数字が残っているという点では計画的に環境対策としてやっていただきたいというところをお願いいたしまして、次に移りたいと思います。本日に国の責任でやっていただきたいことを念を押しておきたいと思ひます。

もう一点、運営所というんですか、施設の経費の問題についてお聞きしたいと思います。  
現在、環境保全型畜産確立対策事業というのでやられているわけですけども、共同でやられている兵庫県の三原町というところの堆肥センターを私、見てきたわけですけども、ここは七戸の農家で堆肥生産組合をつくってセンターを建設したわけなんです。建設費は四億六千七百万円でした。国や県、町の補助を受けて、六戸の農家が各五百万円ずつ出して、一戸の農家が三千五百万円の負担をして始めたわけなんです。だから、本日に建設の負担だけでも農家にとつては大変だと。昨年四月から操業を開始していますから十二月までの決算が出たそうです。そこで、減価償却費等処理経費を合わせて四百万円の赤字が出たということなんです。これには人件費は含まれていないそうです。農家の皆さんは本日に頭を抱えているわけなんです。一年だけだったらいいけれども、これから続けていかないといけない施設を持つたわけですから。

このような共同の堆肥化施設は全国に大小合わせて三千ぐらいあるそうですが、一九九五年の農水省調査によりますと、事業主体は五八％が官農集団、二五％が農協、七％が市町村となつています。施設の収支状況は、赤字が四五％、もう圧倒的です。黒字はわずか四％にすぎない。農家の皆さん個人で処理する場合だけでなく、こういう共同で処理する場合も黒字のところはほとんどないというのが現状なわけです。

だから、施設整備への支援措置の充実というのを求めたいと思うんですが、処理経費がこんなに必要だということに対して、専ら施設はつくったけれども大変だという実態の中で、政府としていわゆる整備に対しての対応というんですか、補

助施設というんですか、そういうものを考えていただきたいと思います。その点についてはいかがですか。  
○国務大臣(中川昭一君) いわゆる家畜の排せつ物対策というのは、先輩の先生方には釈迦に説法でありませうけれども、昔は堆肥として有効利用されるむしろプラスの物質であった。それが、大規模経営化あるいはまた労働力あるいは高齡化、いろんな問題等々で、先ほど畜産局長からも答弁ありましたように、耕種と畜産とが分離をしてしまったということが、まさにこの問題の環境保全型あるいはまた持続可能な環境保全型農業に対して、あるいは地域に対して大きな影響を及ぼすということがこの数年の大きな問題になってきておるわけでありませう。

(理事若水浩美君退席、委員長着席)  
しかし、これは単なる無用な、あるいはまた無益な物質ではなくて、これをやはり土に還元することによって新しい時代に適応できる畜産、あるいはまた耕種系農業ができるという観点に立って有効利用していこうということでありサイクル型の一環として堆肥を有効利用していこうということでございます。そういう視点をまた改めて返していこうということが原点にあって、この法案に基づいて種々の施策を講じていこうということでございます。

確かに、私の手元にも先生と同じような、共同利用施設のうち赤字が半分近くあるとか、もうかっているところは四、四％とかという数字が手元にございますけれども、そういうふうな現状から、これを持続型農業のことというか材料にしていこうというための大きな方向転換の一つの法律として位置づけ、そのために諸施策をこれからいろいろとバックアップしながらやっていこうということでご御理解をいただきたいと思ひます。

○大沢辰美君 本日に規模拡大政策によって私はいくつかの事象になったと思ひます。  
農業新聞の座談会で本田畜産局長もこう述べています。環境問題との関係では、酪農、畜産の特

微的な点を触れると、一つは短期間に急激な規模拡大が行われたということなんです。現行の農基法のもとで三十数年の間に、酪農でいうと二十四倍の規模拡大となつていますと述べて、こうした規模拡大の進展に、ふん尿処理施設の整備が追いつかなかつたために、問題とされてる素糞り、野積みといった状況が多く見られるようになってるわけなんです。あらゆる政策手段を導入して、畜産環境問題に対応していこうと考えていますと述べていますね。そのとおりだと思ひます。それをやっていただきたい。本日に規模拡大は農基法のもとで政府が推進してきたというのはだれも一致する点だと思ひますし、その結果、ふん尿処理施設の整備が追いつかなかつたという原因も明らかだと思ひます。だから、政府の支援策が極めて不十分だったということも反省して、あらゆる施策、補助体制を整えてやっていただきたいということも指摘いたしまして、次の質問に入りたいと思ひます。

家畜の処理施設で、法案では、処理高度化の施設計画を提出し、適当であるとの認定を受けた農家だけが支援を受けられることになってますね。だから、例えば堆肥舎を、立派なものをつくるのではなくて、今ちょっと御説明がありましたように、簡単なコンクリート、それから擁壁、屋根をビニールハウスなどでした場合で多額の投資をせぬ、自力で手づくりの施設をつくるという農家にも私は支援を行わなければならないと思ひますが、そういう点についてはどういう配慮というか対策を考えていらっしゃいますか。

○政府委員(本田浩次君) まさに、先生おっしゃるとおりでございます。基本的には国は基本方針を定めて、それから都道府県におきまして地域における家畜飼養の状況でありますとか施設整備の状況などを踏まえまして、できるだけ環境問題を速やかに、かつ円滑に解決するための施設整備計画をつくらんと。  
こうした計画をつくりまして、別に強制するわけではございませんで、各畜産農家の方々がそれ

ぞれの考え方に沿ひまして、みずからの考え方に沿った形で施設整備計画をつくり、しかもどんな施設にするのかというところについては、その計画をつくり、さらに資金の調達計画などにつきましても、それから工事方法などにつきましても畜産農家の方々が自発的に計画を定めて、その畜産農家の方々が希望すれば、都道府県にみずからの施設整備計画を提出いたしまして、都道府県知事の認定を受けた畜産業者を営業者に対してこの法律に基づいて各種の優遇措置が講ぜられる、こういう仕組みになるわけでございます。

これは、例えば補助事業、先ほど来御説明しております二分の一補助つきリース事業などによりまして投資などにつきましても考え方は全く同じでございます。  
○大沢辰美君 農家の皆さんが本日に不利にならないような対応をさせていただきたいということも指摘しまして、肥料取締法について二点ほど質問したいと思ひます。  
ちょっと資料をいただいたんですが、昨年、アメリカの方で肥料からダイオキシンが検出されて問題になってます。ワシントン州の政府環境保護部が廃棄物再利用肥料のダイオキシン含有試験を昨年夏に行ったところ、対象になった五製品それぞれからダイオキシンが検出され、そのうちの二製品には想像以上の高いダイオキシンが含まれていたと。製錬所の廃棄物を再利用した亜鉛粒剤が汚染されていたという点、それから微量要素の一つである亜鉛の材料源はほとんど産業廃棄物に依存しているという点が内容として発表されていたんです。

この肥料取締法で有機成分としての含有量の最大値が定められているわけですけども、やはりダイオキシンがこれだけ問題になってる中で、そういう中にぜひ調査の対象として含めていただきたいと思ひますが、現在そういう調査などはされた経過はありますか。どうか。  
○政府委員(樋口久俊君) 肥料には大きく分けて二つあるわけでございます。大宗を占めます化

学肥料、これは原料が無機物でございますから、ダイオキシンを含有する可能性はほとんどないといふべきでございませぬ。ただ、汚泥肥料等の有機物を原料とする肥料につきましてはダイオキシンを含有する可能性は全く否定できない、要するにゼロと言つわけにはいかないといふことでございますが、正直言ひまして、ダイオキシンのついていろいろ議論があつたことは先生御承知だと思いますが、なかなか知見が十分ではございません。

したがひまして、私どもとしては、もう既に十一年度予算から新たにこれに関して肥料検査所で見集めあるいは実態の調査をやるといふ予算化をしております、そのための調査あるいはどうやって集めるかということにはもう着手をしておりますといふことでございます。

○大沢展美君 ぜひこの点については強化していただきたいといふことを再度お願いしておきたいと思ひます。

下水処理場の汚泥などを原料とする肥料の生産量はここ数年ふえていまして、百万トンを超えています。産業廃棄物からつくられる肥料もあるわけですが、やはり肥料の検査は大丈夫なんでしょうかという不安があるわけですが、このダイオキシンを含めてあるわけですか。

特殊肥料、普通肥料の生産、輸入はそれぞれ登録も検査も違つたわけですが、普通肥料の生産、輸入には登録、仮登録が必要で、その際、申請書の審査と肥料の検査が行われているわけですが、登録期間が過ぎた時点で再度登録、仮登録を受けるための検査が行われることになっておりますが、これ以外の検査ということでは、農林水産大臣または都道府県知事が必要と認めるときに立入検査を行うことになっていまして書いてあるわけですが、十分な検査が行われ、有害物質を含んだ肥料が含まれていないかという不安があるんです。

そこで、先ほど肥料検査官の質問が一部ありましたけれども、現在、国の検査官、都道府県の検査官がおられるようですが、その人数とその体制で本当にやつていけるのかどうか。そして、国の肥料検査所というんですか、全国に六カ所あるようですが、これが独立行政法人化されるという方向が示されているわけですが、本当に肥料の安全性を守つていく大事なこの時期に、体制や予算が確保されるのかという不安もあるわけですか。

ですから、独立行政法人化というのはこういう大切な任務を持つ中ではやるべきじゃないといふことも私は指摘をして、国が責任を持てる体制で維持をすべきじゃないかという検査体制をお願いしたいと思つて、終つて、終わりたいと思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) ある意味では、先生まさにおっしゃつたとおり、心配もあるわけでございますが、こういう重金属等の有害成分を含む可能性のあるものを普通肥料に移しまして、公定規格をきつと定めて、それに適合しているということを確認した上で登録をするという形で品質の保全を図るといふことになっていまして、でございます。

さらに、これに限らず、先ほども話をしました、いろいろな科学的知見を集積し、また実態の把握を行つていくわけでございますが、例えばさらには有害性が明らかになつた、そういう物質があったというふうなことがございまして、それを追加する。あるいは、現在既にあるものについて、一定の条件に該当して、どうも適当でないんじゃないかといふことが確認されれば、それは流通の規制をかけるなり登録の取り消しをするといふことでもやれるわけでございますし、そのための立入検査という仕組みも整備をされているといふことでございます。

○谷本龍君 初めに、環境保全型農業の定義に関して幾つか伺いたいと思ひます。

地力増進基本方針は次のように述べております。「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、肥料や農薬の過剰使用

等に起因する環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と、こう言つております。この定義は、農業生産上の定義として環境保全型といふことは言えても、食料政策上の環境保全型といふやういふ果たして言えるのかどうか、初めに伺いたいのはその点であります。

肥料や農薬を軽減した物質循環の機能を生かした農業を環境保全型と定義すると。しかし、生産地域の水の汚染問題や大気汚染、さらにはダイオキシンの等々の土の問題、こうした問題はこの定義とは関係がないんですね。ということは、農法上は環境保全型と規定することはできません、食料政策上それを環境保全型とは言えないといふふうには私に思つております。

なぜ食料政策上も環境保全型といふような方向を追求しようとするのか。地域ぐるみでやれば可能だといふことは前に私も申し上げたことがある。なぜこういうふうな規定の仕方をされてい

ますか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘の、今引用されたのは、平成六年四月十八日の「環境保全型農業推進の基本的考え方(抜粋)」のポイントだつたと思ひます。確かに、これを読みますと、「農業の持つ物質循環機能を生かし、云々」といふことで、持続的な農業をやつていくといふふうになつております。これを読めば、農法について環境に配慮をするといふことでございます。

先生御指摘のとおり、現時点で当委員会でも何回も御議論をいたしておりますように、先ほども私ちょっと申し上げましたが、現在、農業あるいは農業に従事しておられる地域、そしてまたそこから生産される農産物を通じて全国民との関係といふものはまさに密接不可分であり一体であります。そこに共通するものは相互の信頼関係であり、国土の保全と発展、農産物を生産する地域に

言つてしまえばそれまでかもしれませぬけれども、ここは農法、農業生産といふものに着目した中での環境に配慮した基本的な考え方。今回御議論をいただいておりますこの持続性の高い云々という法律につきましては、先生御指摘のよう、今申し上げたような農業の多面的機能、つまり生産活動、経済活動だけではなくて、地域保全、地域の文化、伝統、歴史を守る、あるいは景観、教育的側面、さらには国民の大多数を占めるその農産物によって生命を維持し、健康あるいはいろいろな夢といふものが二一三を満たすといふ意味での食品といふものの二一三があるわけでございます。それにこたえられるよう、つまり、長くなりましたけれども、農村地域、さらには消費者二一三にこたえられるようなものも含めた広い意味での多面的な機能を満たした形での持続性の高い農業生産をやつていかなければならないといふ観点からの法律であるといふふうには御理解いただきたいと思います。

○谷本龍君 個人個人ではばらばらにやつてい

るようになって、将来展望としては、地域全体でやるような取り組みをやつていきますといふこと、これは地域社会における大気の問題、水の汚染問題等々もかなり解決することができるといふこと、そういう環境の中でつくりだされた、まさしくここで定義しているような農法でもつてやれば、文字どおりの環境保全型農産物になるんです。なぜそういう方向を追求しようとするのかといふことを私は申し上げておるんです。

そのところでもう一つの課題になつてくるのは、対象の基本をどこに置くかといふことともかわりになつてくるんです。個人に置くのか、な

いは地域集団に置くのか。どうもこの法律を読んでも、現実的には農業散布は行われてい

な耕作放棄地の隣で減農薬の農業生産をやることだった、これはできっこないんです。ですから、これはやっぱり地域全体で取り組める方向をどう目指すかということが基本に据えられなきゃならぬ。前にも申し上げたが、この際にもひとつそこを申し上げておきたいと思うんです。

特に、皆さんは知らないかと思えますけれども、畜産のふん尿処理問題で追われ追われて山に登った畜産がどういふ悲劇的状况を生み出しているかといふと、硝酸窒素による地下水汚染、最も深刻なのが中山間地帯の畑作地帯です。水道がない。井戸水に依存している。井戸水が既に汚染されている。騒音が起っちゃ困るといふので、自治体は知っていても伏せているところがあります。これは子供が多かったら直ちに悲劇が起っちゃいますよ。

そういうふうな一部には逼迫した状況が生まれているだけに、目指すのは地域ぐるみの取り組みなんだ、そしてスタートは個人といふところに置きますけれども、そこをひとつ明確にしてほしいんです。いかがでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) 法案だけで議論をするといふことになりまして、先生おっしゃったとおり、この農業生産方式そのものが農業者個人に焦点を当てて対策を組んである、これは事実でございます。しかし、この持続性の高い農業生産方式が本当にその目的どおり浸透していくかといふことになりましたら、これは先生おっしゃったとおり、個別の人たちがそのまま点として存在していたのでは全く意味がないわけでございまして、地域ぐるみ、もっとふるしきを広げますと、全国的にきちっと対応していくことが最も望ましいと私も考えております。

したがって、予算措置でいふ共同利用施設を整備するほかに、全国的ないろんな組織なり立場を代表された方に集まっていただいてきちんとした御議論をいただいて、これの具体的な計画、アクションプランというふうなものをつくっ

てそれに従ってやっていく。そのことが生産者サイドに、消費者サイドに考え方が浸透していったら、先生のおっしゃった言葉に例えれば、地域ぐるみで産地化をして、受け手の消費者はブランド化すると。そういうことで全体が円滑にいくといふことは、当然これは頭の中に描かれているといふことは申し上げておきたいと思えます。

逆に、これまでなかなか面的に広がらなかった部分をそういう面で補って、点から面へといふのが一つ私どもの考え方としてあるわけでございます。

○谷本勲君 それからも一つ、この法案を読みまして私が不思議に思いましたのは、消費者が出てこないといふことなんです。

御存じのように、日本の有機農業運動は、有機農業によって生ずるリスク負担を含めて生産者と消費者の提携が進められてまいりました。そして、こうしたあり方ないしはこうしたシステムづくりというのは、アメリカでもかなり今評価されている、日本に学べといふ言葉が一部に出てきているといふ話を耳にしております。

ところが、持続型農業を目指そうといふ法案の中に、その種の話が出てこないんですね。地域農業が全体として環境保全型になっていきますといふと、地域社会に自然がよみがえります。そして、安全食がとれるようになってまいります。そして、そういう中で地域社会全体が農業を支えるといふ関係が生まれてくるんです。

私は、そういうことを目指さなきゃならぬと思うんです。それにはやはり生産と消費の関係を分離して見るんじゃなくて、もっと積極的に、一体的にとらえるという視点があつてしかるべきだと思つております。その点、どうお考えでしょうか。

○政府委員(樋口久俊君) 先ほども御答弁を申し上げました部分を繰り返すことになって恐縮でございますが、今回の法案は、緊急に手当てをしなさいといふ側面もございまして、そういう必要性のある技術を中心に規定をしていく。具体的にそういう技術を明らかにするというのが一つのポイントでございます。決してそのことだけでこの目的が達せられるということとは毛頭考えていないわけでございます。

当然、そうやってつくられたものが一定のポイントと価値で流通をされることにならないとこれは全く絵にかいたもちになるわけでございまして、決して消費者をないがしろにしているわけではございませんで、消費者を頭に置いているといふことから、先ほどお話ししましたような全国的な運動みたいなものをつくっていただくような予算をバックアップするための予算といふことで計上させていただいているということでございます。

○谷本勲君 次に伺いたいのは、技術指導の問題であります。

これまで地域の農業を有機農業に切りかえていきたいという考え方を持った市町村長さん等々にお会いをしたときに、やっぱり一番最初に出てくるのが技術指導の問題なんです。そこを何かもう少し行政側からバックアップしてもらえような方法がないのですかといふような声等々がこれまで多くありました。

環境保全型農業をやっているという立法措置なのでありますから、そうした現場における技術指導体制の強化、これは当然念頭に置かれていると思つております。その点どうなのかといふことが一つ。

それから、もう一つ伺いたいと思つておりますのは、省庁再編成で技術研究部門がエージェンシー化されるというふうな何っております。研究指導体制は一体どうなっていくのか、特に環境保全型農業に向けた試験研究といふのがどうなっていくかについて伺いたいのです。

○政府委員(樋口久俊君) まず、指導の方を私の方から。

この農業生産方式が普及浸透していくためには、やはり地域の事情をよく知っており、かつ個別具体的な農業者と直接接しているような技術指導をしております地域農業改良普及センターの人々が中心的部分を担っていくことが重要じゃないか、こういうふうな考えております。かつ、そこにはいろんな土壌診断等の機器も整備をするといふことになっておりまして、そういう形で都道府県には支援をしていきたい。

さらに、本年度の予算では、そういう活動がより円滑にいくということを確認したいといふことで、都道府県における体制の整備とか、さっきもお話をしました生産方式を検討される際の必要な予算とか、それから具体的に目で見せるというのが一番いいわけでございますから、どういう形の生産方式を実現したらこういう形の圃場になるんだよといふ展示園を實際つくってお見せする。実験田と言った方がいいのかもしれないが、そういうものもつくられるような予算等々、それから農業者の皆さんを体系的に研修する、そういうような予算で充実にしていくというふうなことを一つ考えております。

○政府委員(三輪幸太郎君) 試験研究についてお答えをいたします。

先生御指摘のように、先般、中央省庁等改革推進本部におきまして、国の試験研究機関の独立行政法人化を図ることとされております。

法人化をいたしましたも、農業の持続的な発展に関する生産技術の開発、これはこの農業の実現に不可欠な極めて重要な課題と認識しております。法人化後におきまして、引き続き研究者の確保、それから研究の推進、これは力を抜かないで努めてまいりたいと思っております。

また、再三御指摘のように、地域段階における取り組み、現場における取り組み、これは極めて重要でございますので、都道府県の地域における研究につきまして都道府県とも連携を強化して進めてまいりたいと思っております。

○谷本勲君 今のお話で行政改革関係の技術の問題、はっとはしましたけれども、もう少し具体的に伺いたいんです。

試験場で申しますという、県を入れてたしか三百六十ぐらいになりますか。それから、研究者

でいうとどうなんでしょう、約一万人見当になり  
ますか。エージェンシーになった場合、この関係  
がどんなふうになっていくのかということであり  
ます。

御存じのように、日本列島は多様な変化に富む  
列島であります。環境保全型農業というのは、そ  
れぞれの地域の自然を生かす、それぞれの現場に  
見合う技術の確立が勝負どころになってまいりま  
す。つまり、その成否が開放体制下の日本農業の  
将来というのを私は大きく左右していくのではな  
いかと思います。

これまでも、技術陣の地方配置というのが多過  
ぎるという批判の声が一部にありました。今必要  
なのは、研究者が現場と一緒になって取り組ん  
で、環境保全型農業というのは文字どおりの大き  
な転換でありますから、取り組んだものを上に上  
げていく、そういう関係をつくっていくことが  
今、私は非常に大事になってきていると思うんで  
す。

そうした点も含めて、どんなふうを考えておら  
れるか、お聞かせいただけませんか。

○政府委員(三輪壽太郎君) 御指摘のように、我  
が国は、気候でいえば亜寒帯から亜熱帯に至るま  
で幅広い気象条件、それから地形でいえば急峻な  
山地から山間地域にわたる非常に多様な立地条件  
に立脚して農業が行われております。

そういうことで、現在、農林水産省では、自然  
条件等で国土を地域区分いたしまして、それぞれ  
の地域特性に対応した研究の拠点としまして全国  
に六カ所の地域農業試験場、これは国の研究所で  
す。地域農業試験場を配置しております、技術  
開発を進めております。

これから法人化をいたしましたも農業の事情が  
変わるわけではございませんので、こういった地  
域における国の研究体制についてはきちっと確保  
をして、さらにその地域における公立の試験研究  
機関、都道府県の試験研究機関、あるいは大学、  
民間の研究等あるいは普及等の連携を強化して、  
技術の開発、移転を果たしていきたいと思ってお

ります。

○谷本鶴君 次に伺いたいのは、家畜排せつ物の  
利用促進に関連してであります。

堆肥づくりとともに広域流通をどう進めるかと  
いうことについて初めに伺いたいと思えます。  
これは釈迦に説法になってきますけれども、耕  
種農業と畜産農業の分離というのは、複合経営と  
いうのを解体していったということとともに、も  
う一つは地域的な単作、専作型をもたらし、同  
じ県でも、例えば岩手県で申し上げますとい  
うと、あの大きい県の北の方が畜産地帯なんです  
と、南の方が耕種農業の地帯なんです。これを北から  
南へ持ってくるというのは大変なことなんじゃな  
いのかというような問題等々もありますし、それ  
からまた南九州の場合は、文字どおりその典型と  
も言っているような状況であります。こうした問  
題をどう解決するのかということでありまして、  
その第一点の問題としては、家畜排せつ物利用  
法では市町村の役割というのが全く書いていない  
ですね。私は、こういう広域流通をやるという  
ときには市町村の役割が非常に大事になってくる  
んじゃないかと思うわけです。その位置づけがど  
うも法文を読んだ限りではわからぬ。そこは一体  
どうなのかということでありまして、  
それからもう一つは、広域流通を考えると処  
理が不可能だという地域がかなりあるわけであり  
ます。それだけに、こうした状況を生んだのはい  
わば農政の責任が極めて大でもあるわけでありま  
すから、一定の助成政策等々を講じて、それが円  
滑にいくような方法をお考えになっておるかどう  
なのか。いかがでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) まず、我が国におきま  
す家畜排せつ物の発生量と、それを肥料に利用し  
た場合のマクロの需給関係がどうなっているかと  
いうところから……

○谷本鶴君 そこは質問しておりません。  
○政府委員(本田浩次君) そこから入った方がわ  
かりやすいかと思えますので、ちょっと触れさせ  
ていただきます。

家畜排せつ物の発生量を主要な肥料成分である  
窒素量に換算いたしますと七十五万トンになりま  
す。このうち、浄化処理されて河川などに放流さ  
れているものがありますし、それから堆肥化の過  
程で窒素が揮発する、揮散するといったものがある  
りますので、実際に農地に還元される必要のある  
家畜排せつ物の窒素量というのは約五十二万トン  
というふうな試算をされております。

我が国におきます堆肥などのこうした窒素受け  
入れ可能量でございますけれども、現在使われて  
おります化学肥料の使用量を前提とした場合に、  
窒素の受け入れ可能量は全国ベースでは七十万ト  
ン程度と見込まれております。したがって、  
マクロベースで見ると、我が国の家畜排せつ物の  
発生量は農地に還元できないほど過剰な状況には  
ない、これは冒頭、先生御指摘のとおりござい  
ます。これは数字で説明させていただきました。  
しかしながら、先ほど来、大臣からもお答えし  
ておりますように、問題になっておりますのは、  
畜産経営と耕種農業経営の立地が必ずしも一致し  
ない、それから畜産経営と耕種農業経営がいずれ  
も專業化して大規模化してきている、こういった  
ようなところから堆肥化による農地への利用が困  
難な地域が生じている場合もあるのは事実でござ  
います。

したがって、私どもといたしましては、こ  
のような地域において家畜排せつ物の還元が適切  
に行われるようにするために、良質な堆肥の広域  
流通をまず一つは進めていく必要があるだろうと  
いうふうな思っているところでございます。この  
ための手だてを講ずるために、先ほど来御説明い  
たしておりますように、共同利用の堆肥センター  
などについて整備を進めていくことがまず第一点  
でございます。

ただ、これだけでは、特定の地域におきまして  
は、先生おっしゃるとおり、例えば南九州のよう  
な地域におきましては堆肥需給バランスがうまく  
いかない、こういうようなところもございまして  
で、こうした地域におきましては、浄化処理して

放流する方式でありますとか、それから畜舎洗浄  
水として再利用する方式などをまず一つは進めて  
いきたい。

それから、さらにこれは長期の課題でございま  
すけれども、飼料の改善によりまして窒素、磷の排  
出削減技術の開発などを促進していくことも重要  
である、こういうふうな考えているところでござ  
いまして、これがまず第一点でございます。

それから、堆肥の広域流通に対する助成でござ  
いますけれども、先ほど来御説明いたしております  
とおり、特に公共、非公の補助事業によりまして共  
同利用の堆肥化施設の整備を推進する。さらに、  
この堆肥センターの中でも、現在、堆肥の成分分  
折でありますとか耕種農家に対する堆肥の散布を  
行っている堆肥センターが全体の二〇%強ぐらい  
にしかすぎません。したがって、こういった  
ものに対して助成を新たに行っていくということ  
でありますとか、それから堆肥需給マップの作成  
などについて助成を行って、堆肥の広域流通を一  
層促進していきたいと考えているところでござい  
ます。

それから、市町村の役割でございますけれども、  
市町村の役割につきましては、先ほど来御説明  
明いたしているとおり、市町村が堆肥センターの  
整備の主体となっていくことであるとか、それか  
ら市町村によっては堆肥の利用促進の奨励措置を  
講じている、こういうようなところがございま  
す。こういった堆肥の利用促進に取り組んでいる  
事例も少なくないわけでございます。

したがって、市町村による堆肥センターの  
整備につきましては、各種事業を通じてその整備  
に対して助成を行っていくと同時に、各市町村で  
取り組まれている市町村の積極的な取り組みを  
広く収集して公表することによりまして、全国的に  
こうした方向での堆肥の利用促進が市町村が主体  
的に取り組まれるような形で推進されるように、  
この法律の実施を待ちまして、私どもとしてはそ  
の推進、指導に努めてまいりたいと考えていると  
ころでございます。

○谷本議員 畜産局長、聞かないことまで答えていただく必要はないんですよ。私の方は時間と見合わせながらやっているんですから、途中で丁寧な答弁が出てきますと省略しなきゃならぬ部分も出てくるんです。だから、その点しかとお願ひしておきます。あと時間も残り少ないですよ。

もう一つ畜産局長に伺いたいのは、片一方で環境保全型農業にしろと言っておいて、畜産の方は従来どおりでありますというぐあいにはいかないわけだ。ですから、飼料生産の自給化といったような問題点が出てきてきているわけでありまして、けれども、現状で見ても、担い手の減少の中で規模拡大を進めていかなきゃならぬという中で飼料管理で手いっぱいですね。したがって、排せつ物利用で自給飼料生産というのはなかなか大変だと思ふ。やれる人もあるが、やれぬ人が非常に多いというのが実は現状であります。そういう現状で、環境保全型畜産への転換ということはやっぱ真剣に考えていかなきゃならないときに来ているのじゃないか。

つまり、例えば農地面積当たりの飼養頭数制限、これはEUがやっていますね。あの種の思い切った検討というのにも必要になってきているんじゃないかと思うんだが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(本田浩次君) おっしゃるとおりでございます。

まず第一点は、先ほど来御説明いたしているとおり、畜産廃棄物の処理を適切に行う、それから処理された堆肥を利用できるように自給飼料基盤を強化していくという方向、さらには日本型放牧の推進などによりましてこうした飼料基盤を一層強化していくことが必要であると考えているところでございます。今後、飼料増産推進計画を策定いたしましたして、飼料の増産に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

加えて、先ほど来御説明いたしているとおり、堆肥センターにおける良質堆肥をつくるための分析能力の確保であるとか、それから散布サービス

などにつきましても行っていく。これは先生御承知のとおり、例えば飼料作物の作業を受託するコントラクター組織なども全国にかなり整備されてきておりますので、こうしたコントラクター組織を利用した形で飼料の作付の拡大につきましても支援をしていきたいと考えているところでございます。

○谷本議員 次に、減収補償の問題について伺いたいと思ひます。

私の友人は鳥取でニンジン栽培をやっておられるのでありますけれども、地下水が硝酸態窒素の汚染が進んだということで、施肥の改善等々を行いました。いいものがとれるようになりました。値段もちょっと上がりました。ところが、二年目三年目はもう続きませんでした。理由は何なのか、やっぱ採算上の問題だということでありまして、有機農業生産をやっているところなどでは、例えば私の知っているところではいいですよというところでは、新潟県に幾つかありますけれども、そこなんかの場合には、消費者団体とJA、市町村、そして生産者として基金をつくって減収補償をやるといったようなことをやっています。例も見られます。やはり、その種のことを考えまさんと、この種の農業というのは、特に有機農業の場合は最初が肝心でありますから、減収が出てくるのは、そういったような制度等を考えていかなくていいのかわからないか。そこはいかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、有機というか堆肥を導入した農業、そしてまた環境に配慮したということで、初期投資がかかるわけでありまして、また農家の皆さんの精神的あるいは肉体的なエネルギーというものも重くなると思ひます。そういう意味で、スタート時点では離陸するまでにコスト面その他で非常に負担がかかる、その結果、減収という事態を我々も考えているところでありまして、

しかし、いいものがとれるというふうには先生から今御指摘がありました。中長期的には、いいものを持続してとっていただけるような農業経営が

きるといふことは消費者ニーズにもこたえていけることになりまして、そういう意味で安定的な時点になりましたらば、そういういいものをより高い値段で売れるようになっていく、ブランド化、産地化ということにもつながっていくものと我々は期待しながらこの問題に取り組んでおるわけでありまして。

なお、導入期に当たってのいろいろなコスト面等の負担につきましては、金融あるいは税制等々の助成措置で対応していきたいというふうにご考へておられます。

○谷本議員 環境保全型農業などに今取り組んでおられる皆さんがおっしゃっていますのは、おれたちは安い農産物がどんどん入ってくる中でやっているんだと。それから、環境負荷が非常に高い、つまり環境を犠牲にした農法による低コスト生産、そういうものが出回る中でおれたちは勝負を迫られているんだという声が多々あります。

ですから、安全なものをつくってこれというのであれば、まず輸入をストップする、それはできないと言ふ。ならば、やっぱ一定の助成を考へるべきじゃないのか。あるいはまた、環境負荷の非常に多い農産物、農業生産というものをそのままとしてある。そういうものをきっちり規制した上で環境型農業生産をやってくれというのだったら話はわかる。ところが、そちらの方は野放しにしておいて環境型に切りかえろというのは、これはちょっと酷じゃないかという声が圧倒的ですよ。こういう声をどう受けとめられますか。

○国務大臣(中川昭一君) 生産面からいいますと、やはり環境というものに十分配慮した生産活動をしたいかなければならない一方、消費者面から見れば、やはり過去において先生御承知のように、ある果物を解禁して大変な心配をしたわけでありまして、一定時期を過ぎましたならばやはり国産の果実の方がいいといった例もござい

ます。

そういう意味で、やはり消費者は国産の、そして有機というか、安全性というか、おいしさとい

うか、安心と品質というものを求めているのではないかと、まさにそれが消費者ニーズの一番大きな柱の一つではないかと。

今ある例を、これは名前を出していいかどうか、例えばサクランボでありますとかあるいはポストハーベットの問題とか、いろんな問題に対して消費者は特に不安を持っておるといふこの時点でございまして、むしろ先生の今お話しされた順番を逆にして、我々はこういういいものをつくっているんだから堂々と外国産と張り合せて、高くていいからいい日本のものを買いたいんだ、そういうような消費者のニーズにこたえていけるように消費者サイドの方にも我々からも強く働きかけをしながら、この作業を進めていかなければならないというふうにご考へておられます。

○谷本議員 耕種部門の生産農家に対して環境保全型のものをつくると、やりましようというふうには、その場合には畜産の方もあり方を変えなきゃいかぬと、これはそうすすね。これと同じように、環境負荷が非常に多い農業生産というのはしばしば見られるわけでありまして、例えば九州の商系の大規模畜産なんというのはその典型です。環境破壊もいところですよ。そういうのが安いものをどんどん出しているわけでしょう。それをそのままにしておいて、皆さん、環境保全型をやりますよといたってこれは政策としてはバランスがとれないと思ふんです。

ですから、そういうふうな環境保全ということから見て、度外れた環境負荷の多いそういう生産については一定の規制をするということをやらなきゃこれはバランスがとれないですよ。どうですか、大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほど内外の例を申し上げましたが、国内においてもやはりポイントが消費者に対する農産物の情報の提供というのが消費者ニーズに対しては大きくマインド的に影響を与えるのではないかとこのように思っております。

ものを消費者は好む人もいるかもしれませぬけれども、一方ではこういうふうにつくったんだというところに対しての私は国民的なニーズというものは高いというふうな認識をしておりますし、またさらにそういう正しい情報をより多く国民に提供することによって国民的に受け入れられるものを生産者が努力してつくれば、それに対してそれだけ結果として、価格的にもあるいは人気の面でもそういう消費者ニーズにこたえていける、また消費者がそういうものを欲しがるといふふうに考えておりますので、今の先生の御指摘に対しては、とにかく正しい生産条件、生産方法あるいはその地域の特殊性、あるいはつくったものの品質の特殊性というものが国民一般に広くよく情報が行き渡るように我々としてもこの法案の実施に当たっては努力をしていかなければならないと今改めて思っておりますのでございます。

○谷本 農務大臣と私の考え方が大分ずれてはいるというか、違うようでありますが、最後に伺っておきたいのは次の点であります。これはあくまでも私見でありましてけれども、私は国の自給なんてどうでもよいと思っております、極端に申し上げますと。一番大事なのは私は地域の自給だと思っております。地域から自給率を高めていくというふうな問題提起をやっておりますと、これは地域で結構つくれるものまで買って食っているということがみんな発見できるわけですよ、みそ、しょうゆを初めとしましてね。

例えば、大豆転作をやる。国産丸大豆一〇〇%で豆腐でもつくったからこれはうまい豆腐ができませんよ。それを地域で加工し、地域で売るといふことにすれば物は三回転していくんですね。今までのように、それは主産地でつくれないと。主産地というのは原料供給生産地ですよ。全部根こそぎ都市へ持って行ってしまふ。付加価値は全部地元へはおりないというふうな形じゃなくて、そういうふうなやり方を考えていってたら私はどうなのかと思うのです。

地域型の食料自給生産運動というのは地域の自

然をよみがえらせて安全な食料生産ということになっていくでしょう。そういうふうになっていけば食育も変えることができます。今出されておられる新しい基本法に食育を変えようという考え方が書かれておりますけれども、具体的な手法がない。具体的な手法というのは、地域の自給運動の中から安全なもの、環境保全型農業をやる、そういう中で生産と消費というのをきっちり結びつけていく。そうすれば、食育を私は変えていくことは可能だといふふうに思うのです。

つまり、地域自給と環境型を結合した地域合意づくり、そして地域農業再建への戦略展望というのをそこから開いていくというふうな形にしながら地域と都市が結ぶ環境をつくっていく、このところが私は大事になってきていると思うのです。大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 地域でつくったものをまず地域で消費するということの御指摘については、率直に申し上げて一長一短あるのではないかと。結論的には先生と同じではないかと私は期待しているわけでありまして。

まず、歴史的に言えば、全国で米のとれるところは地場のお米、あるいはみそ、しょうゆ、お酒も含めてそういう地場のものを、漬物もそうだったと思っております。また、そういうものは生産の限界もありません。また、いい意味で言えば、顔の見えるところでつくりますから全部わかったところでつくっておりますから安心して食べられる、またおいしいということ、そういう面でもメリットがあると思っております。

一方、適地適産ではありませぬけれども、少なくとも日本の国内の中で一生懸命努力して、そしてその結果、消費者のニーズにこたえられるものの中で高い値段で売れていくということが、国内の情報化時代でございますから、極端に言えば、輸送方法も大分近代化してまいりましたし、情報も産直等のネットワークも進んでおります。先生は地域を主体にして都市へというお考えでございますから、そういう意味では私は反対ではございませぬけれども、オールジャパンで見ますならば、どこどこにいてもどこどこのおいしいような、あれは多少高くても食べたいということも、やはりそれに対して供給するということは、値段が高くて買わない人がいるということになります。

ここから先は質問外で怒られるかもしれませんが、けれども、日本の農産物がおいしいからひとつ輸入をしたい、つまり日本から輸出をしてくれというふうなものがあるばいばい輸出をするというふうなことも一部ございます。そういうふうなこともございまして、先生のその原点と、それからいいものはより高い値段で消費者が求めていくということとがミックスした形で、生産者の努力、そして消費者ニーズがうまく合致するよう環境にも適応した形の農業生産というものをこれから推し進めていくべきではないかと。結論的には先生と同じではないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

今回の三法案、私は、これからの農業形態というものを二十一世紀に向けて大きく変えていこうというふうなことで高く評価をいたします。むしろ、遅きに失したかという感じも常に持つわけでありまして、現場におきまして、今回、国が取り組もうとしていること、既にもう取り組んできた経過もございまして。

そんな中で、なかなかうまくいかないのは、土づくりは大事だということとはみんなわかっているんだけれども、その土づくりが、思うに現場で実行されていくか。それはどういふところにあるかということとをまず御認識されているところからお聞かせいただきたい。

○政府委員(樋口久俊君) 地方の確保、あるいは土づくりという言葉が適当かもしれませんが、これが大切なことはもう改めて申し上げるまでもなく、皆さん直接やっておられる農業者を含めてもよくおわかりのことだと思っておりますが、その中ではなかなか果たせない。むしろ、近年、地方が低下し

ていると言われる原因としては、大別して私ども四点ほどあるんじゃないかと考えております。一つは、かなり高齢化が進行いたしております。農業労働力の不足が一つの原因かなと。それとあわせた形ではございまして、大変堆肥づくりということについては労働力を要します。重労働でございます堆肥の生産、施用がどうしても進まないというところと語弊がありますけれども、エネルギーがわいてこない、ほかの方面に走った方が楽だということが一つあるんじゃないかと思っております。

それから、収穫が定着をしまりまして、従前ほど稲わらという形での収穫が行われないということ、原料としての稲わらが確保できなくなってきたんじゃないかというのが三ポイントでございます。

それから、地域によりましてはだんだん有畜農家が減少するというところで、畜産と耕種の間隔がかなり遠くなっている。堆肥の原料となりますふん尿の入手が困難となつてきています。全部が全部じゃございませんで、これらがいろいろ相互関係しながら、どうしても地方が低下するようになつたことにつながる堆肥の施用量の低下ということがあつたんじゃないかと思っております。

○阿曾田清君 現場では、土づくりのためにいわゆるパーク堆肥から牛ふんの堆肥、そういうものの導入は、これは施設園芸農家では絶対入れないかと連作障害、いや地現象が出て成り立たないとか、無理してでもこれは入れるんです。しかし、単収の低い永年作物等については、あるいは露地の野菜等については、これは入れたければ、なぜ入らないのかということをもっと少し農林省として分析していただきたいと思っております。まず第一に、そういう有機質肥料というのは、化学肥料と比べて単価の面も高い、そして速効性もない。そして、今、局長がおっしゃった労働面で大変手間が要る、そういうふうなことで皆様方はそういう有機質肥料投資をやらないんです。

やるよりもそちらの方に行きたがるんです。一トン当たりの堆肥、これは牛ふんの堆肥なんです、八千円でわざわざ半熟堆肥を畜産農家から買ってきまして、そこで完熟堆肥に仕上げた農家に売っているんですが、その運搬費まで入れて八千円を出しているんです。これに対してやっぱり生産者は高いと言っています。五千円までならばそれは導入が非常に可能なのに、しかし今度は、提供する側は三千円だけ出してどんどん使ってくれといったら飼料費がなくなってしまう。

導入したいけれども、そういう有機質肥料投入の単価をいかに安くするかということが私はまず一番大事なネックになるところだろうと思っただけですが、その対策はどのように今回の持続的農業の中で考えておられますか。

○政府委員(樋口久俊君) これは先ほどお話をしました中の一つで、要するに畜産農家と耕種農家の距離が離れているということをお話ししたわけですが、コストを下げるためには、やはり相互に需給を確認するといえますか、どういふところにそういう需要があつて、どういふところで例えば稲わらが余つていたりとか、そういうことを正確に結びつけることが必要じゃないかということが一つ私としては最近感じているところでございまして。これは典型的には、お耳に入っているかもしれないんですが、南九州で若干稲わらが不足しているということもございまして、なかなかそういう情報が正確にマッチングをしていないということもございまして、そういうきちっとした需給を結びつける方策が一つ必要かなと。

あとは、先ほど畜産局長からお話がございましたが、受け手側の農家からしますと品質がいいものを、というのはいくら条件が安定している、これにつきましては、今回の法案の中で一定の品質を表示するというようにしてありますので、そういうことをやっていただきますと、むしろ受け手側の方も安心をして、何と申しますか、手が出ると思うんですけど、そういう条件が整備できるだろうと思っております。そういう点からは

表示が一つのきっかけになればいいなという感じを持っております。

○阿曾田清君 局長の答弁でわかりましたとかなかなか言えないお答えなんです、そういう有機質肥料を安く生産者に供給するシステムをどうするかということも、やはりこれはうまく畜産農家から耕種部門の農家の方々にどうそれを流通させていくかということでもあるんですが、安く有機質肥料を生産させれば一気に土づくりにはその有機質肥料が投入されていくことは火を見るより明らかです。それに取組まないというよりは、先ほど言いました三点、このところの問題を詰めていただければ、私は生きた法案になるだろうというふうに思いますので、改めてそこを農林省、真剣に考えていただきたい。現場でそういうものが受け入れやすい、取組みやすいためにはどういふ施策が必要かということでありませう。

今まで産地ではいわゆる減農薬あるいは無農薬栽培、有機栽培、こういう形で、熊本県は勇作くんという名前を出しているんですが、なかなか定着しない。それはなぜかという、産地でそういう有機栽培、減農薬栽培したトマトにしてもミカンにしても、そういうようなものを市場に出して、先ほど谷本先生がおっしゃったように、初年度はうまく売れるんです。あるいはいい品物がそろって出せるんです。ところが、二年三年と続きますと必ず品質にばらつきが出てきて、そして収量も減収してくる。これは地方の、土地の土壌条件が変化して、まだ有機質肥料の効果が出ていない。

そのときに消費者は何と申すかという、味も形も色も均質でちゃんとそろったものでないところなんものはだめだということでは荷が受けつけられませんか。それが現実なんです。味がよくて形も色もきちっとそろったものでないとい値がつかないんです。だったら、そういう取り組みに、高く売れない、売れていかない筋合いのもののは

くっても一緒だというふうになってくるんです。これが現実なんです。

だから、そういう有機質肥料のもとの栽培へ移行していく、持続的農業を進めていくという過程の中で、市場側あるいは消費者側は、やっぱり曲がったものよりもきれいに真っすぐなものの方がいいんです。少し虫が入っているものよりもきれいなものが入っています。そういう消費者ニーズというか、購買の尺度が今もなおそういう従来なかなか挑戦していったって難しいというふうに思っています、その見解をお聞かせください。

○政府委員(樋口久俊君) 一つは、生産サイドのお話からいきますと、先ほどお話をしました、生産の技術をやはりきちっと一定のもの、あるいはレベルを高くする、そういう指導、そのための普及員はもちろんそういう素養を身につけないといけませんけれども、それをきちっと農家の方々に徹底できるような体制にする必要があるんじゃないかということが一つあると思えます。

それから、流通の場合は、恐らく、今のようなお話でございます、いわゆる青果市場へそのまま出すというよりは、むしろ個別具体的な、別の言葉で申し上げますと産直とかそういう特別のルートなりをきちっと整理する。そのためには、私どもとしてもいろんな情報なり拠点がございまして、そういうところで流す。今どこでございましてインターネットなんかでちゃんと情報を流せばそういう消費者ニーズは間違いなくあるわけでございますから、そういうことをどうやって結びつけていくか、そういう御協力をする、あるいは情報を提供するということが一つポイントになるのかなという気がいたしております。

○阿曾田清君 現場の認識と農林省の考え方と相違があるような気がするんですが、いかに技術を進めていくといったって、今までも何回となら挑戦して、そういうニーズがあるというのはいき間部分です。すき間部分で一時期出ていく、あるいは限られた数だけ出ていっているんです。

しかし、ほとんどの商品は、従来の品質の味がよくて均質で形のいいもの、見かけがいい、器量のいいもの、そういうものがやっぱり流れていくんです。売れていくんです。

ですから、そのことをどうするかという、これは国民、消費者挙げてそういうきちんとして安全なもの、環境に供している、そういう地域、生産者から生まれてきた作物については、それなりに消費者の方々が、オーガニックじゃないけれども、一つのこだわりの規格品だというある意味では理解と、そしてそういう方向への認識をより深めさせないと絶対成功しません。私はそういう苦い経験は何回もしてきておりますから。

今回、農林省がこうやって踏み込んだ以上は、非常にいいことですから、これを一つのこととして成功させるためには、産地サイドだけに求めてもこれは私は成功しないと思えます。消費者サイドの方々、国民全体がそういう理解を深めていかなきゃならない。そこで初めて私は、大きく農業に対する認識も変わってくるし、また大臣が絶えず言っておられる多面的機能というのに対しての国民の認識につながっていくと思うんです。そういうところが私は農政に欠けているというふう

に思っています。大臣、どうですか。

○国務大臣(中川昭一君) やはり、先生御指摘のように、もちろんおいしいもの、それから品質のいいもの、これは当然でありますけれども、何かつやつや光って、そして見た目がよくて、極端な例でいいますと、何か虫が食っていないの、いいものだと、もちろん虫が食ってたらこれがいかにどうかという議論は別ですが、要するに害虫から寄りつかないような農産物が果たして安全なのかという議論が一時、私もどこかの本で読んだ記憶がありますけれども、そういう意味で、例えばキウリでも真っすぐな方がいいとか、本来曲がっているはずのものが曲がっていないかったり、あるいはやたらときれいに見えるものが即いいんだと、いいものももちろんあるわけでありませうけれども。



ですから、先生が言われる本来の生きているものの、農産物とはどうあるべきかというものをきちっと消費者に、大半のといましようか、多くの消費者はそういう認識を持たずというか、逆のニーズになりがちなところで、減農薬とか有機とかその辺はわかっているんでしようけれども、物を見てどういふものが本物なんだということについての情報というものは、我々としてはまだまだ正確な、あるいは本来の情報というものを伝える努力という余地があるらうと思ひます。

これは消費者というよりも、もっと深い意味でいえば、子供たちが小さいころからそういうもので育っております。私自身もその世代の一番最初のころかも知れません。

そういう意味で、先生御指摘のように、先ほども文部大臣と一緒にやりましたと、今いろいろやっておりますけれども、教育、小さいころの幼児段階から、本来あるべき、おいしい本来の農産物とは何なんだと。ただ真つすぐならしいのだとか、そういう次元の話じゃない正しい知識を、家庭教育と言ふとちよつと踏み込み過ぎかもしれないけれども、我々のできる範囲内で、正しい情報をできるだけ多くの機会に多くの国民に努力をすることが、この法案全体の目的あるいは今後御議論いただく基本法全体の御議論のソフトの部分だと思いますが、精神的な部分で支える大きな部分だと思ひますので、これからは我々としては一層、法案審議を通じて努力をしていかなければならないということ、先ほどの谷本先生、今の阿曾田先生のお話を聞きながら痛感しているところであります。

○阿曾田清君 あと一分ですので、要望いたしておきます。

畜産の終末処理施設というものに対して、五カ年間で野積みあるいは掘ってやっておる問題の解決、私の計算では約二千億ぐらいかかるらうと思ひます。ですから、五年間で農家の方々が負担にならないようなことを十二分に考えていただきたい。

て、補助金プラス低利融資の資金の手当てをきちんとしていただくこと。そして、畜産農家がつくった堆肥についても、畜産農家が完熟堆肥の生産までできるようにしてあげるか、もしくは耕種部門で堆肥センターを持つてくれるものは、そこで完熟堆肥をつくり上げて、供給できるものにも五千円以下で生産ができるような、畜産農家と耕種部門、野菜部門への提供でのそういう一つの流通、あるいは生産コストをなるべく下げていただくという工面をひとつお考えいただきたい。

と同時に、消費者の方々にそういう本当の減農薬、無農薬あるいは有機質肥料における栽培というものを定着させるためには国民の御理解が要る。その点を強く農林省としてお取り組み願うことをお願い申し上げます。

○石井一二君 私は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案に関連して、若干お伺いをいたします。

そもそも、この法律案の根本は、土づくりがよろそかになっていくという過去の反省に基づいて、今後それを改善していく、そういうねらいがあるように思ふわけでございますが、この法律ができて、持続性の高い農業生産方式が採用されて、実際の程度具体的な改良が行われると思はれておるのか。何か具体的な数値でもおありであればお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) 具体的にこの法律が動き始めるといいますか、対応が行われる場合には、都道府県がどのような形で農業生産方式をお決めるかということが一点でございます。

それから、農業者の意向がどうなるかというところがございまして、私どもの方から、いろんな前提を置くにしても、具体的な数字を申し上げることはなかなか困難であるというところは御理解をいただきたいと思います。

何言っているという話でございますので、現在私どもが承知しております限りで、いわゆる環境保全型農業の手順で、都道府県あるいは市町村へおられていて、どの程度の農家を取り組んでおられるかという推定がございまして、それは、大体十五万戸程度の農家が対応しておられるのではないかと推定をいたしております。

そのほか、私どものアンケートで、かなりの農協の方が、現在是对応していないけれども、将来はどうしてもこういうことに対応しないといけないだろうという意向を持っておられるのは相当あると承知をいたしております。

積極的に取り組んでいただくということであれば、今取り組んでおられる方と、今後の意欲をかなり積極的に評価して、その数字に上積みをした数の方が導入計画の認定を受けていただけることになればという見込みを一応しているところでございまして。

なお、重なりますが、いろんな前提がございまして、この数字はあくまでも大まかな目安というふうにご御承知をいただきたいと思います。

○石井一二君 局長の答弁は極めて無責任なように思ふので。

例えば、都道府県がどのような対応をするか、それによるからわからぬとか、農業者の意向によつて違ふとか、そういうものを指導して一定の方向へ持っていく、その結果、ターゲットとしてこういうものをねらうんだということがあって法律案は提出されるべきであると思ひます。また機会に論議いたしますが、私は、あなたの見解は甘いし無責任であると思ひます。またおきたいと思ひます。

続いて、堆肥ですが、これは労力の投入という観点から生産費の増大につながると思ひますが、一方、食料・農業・農村基本法案の第二三項あるいは第二十一条に言う効率性とか生産性というふうなこと矛盾する面が多々あると思ふんです。あなたは先ほど、そういうものは人がさわりがらぬのだということまで、農家の方が堆

肥についてはややさわりがらぬのだというように感じの答弁もしておられましたけれども、この点について御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(樋口久俊君) 条文を引いて申しわけないんですが、第二条の規定で、この法律で言う農業生産方式は、「土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式」というふうにご規定をいたしております。

この場合の「合理的」ということは、生産物の量や質をこれまで行ってきた生産方式から低下させないで付加価値を反映した価格で販売されること等により、経営的な面から合理性を有するものであるということをお考えをしております。私どもとしては、今お話がございましたような、他の法律案等々の生産性の向上や効率的かつ安定的な農業経営の育成という展開方向とは矛盾するものではないと思ひます。

○石井一二君 農村の土地という面では今論議しているんですが、かつて農用地土壌汚染防止対策というところで、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案についてけんけんがくがくと議論を交わしたことがございまして。

こういった中で、先ほど風間議員が窒素という言葉をおっしゃいましたが、特定有害物質としてこの法律では何を対象にしてこれまで取り組んでこられたんですか。

○政府委員(遠藤保雄君) 農用地土壌汚染防止法に基づきます特定有害物質でございましてけれども、現在三つございまして。

一つはカドミウム及びその化合物、二つ目は銅及びその化合物、三つ目は砒素及びその化合物でございまして。

○石井一二君 今、これら三つの化合物による基準値以上の検出がされた地域、あるいはその結果、指定地域の累計面積、対策計画を策定した面積、こういうのを見てもますますかなり違ひがあるんです。この差はどこにあるのか、わかれば教えてください。

○政府委員(遠藤保雄君) まず、お答えする前に現状をちょっと御説明申し上げます。

○石井二君 現状は要らぬ。

○政府委員(遠藤保雄君) 今、先生の御質問でございますけれども、要するに計画地域と実施地域の差はなぜ生じているかということでございますけれども、まず指定地域面積は約六千二百七十ヘクタールでございます。それで、対策計画策定面積が約六千八百八十でございます。その差九十八ヘクタールについては、現在、計画策定中の面積ということで差ができておるといふことでございます。

○石井二君 いや、答弁漏れだ。基準値以上の数値が検出されたけれども指定地域に入っていない、こういうのを私、聞いたでしょう。

○政府委員(遠藤保雄君) 基準値以上の検出地域、約七千四百ヘクタールでございますけれども、指定地域が約六千二百七十ヘクタール、その面積になっております。この差は現在、地元においていろいろ調査等をおとすことでございます。

○石井二君 昭和四十六年より始まったこの事業ですが、あと何年ぐらいで完成できると見積もっておられますか。アバウトでいいですよ。

○政府委員(遠藤保雄君) 現在、対策地域として指定された地域は、先ほども申し上げましたように、六千二百七十ヘクタールでございます。現在、事業が実施され完了されたのが三千七百五十ヘクタールでございます。したがって、残り二千五百二十ヘクタール、これから実施しなさいいかめということでございます。これにつきまして今後の見通しというものは、最大限努力していくということ、ちょっと確たることはお答えできないということでございます。

○石井二君 中川大臣、この土の問題について聞きたいと言つと、それは環境庁でございますと農水省は言つと、今、環境庁ですよ。

それで、実際、ではだれがやっているのというと、これは多分とんでんかんでんやっているの

農水省だと思つていますが、どこでやっているんですか。

○國務大臣(中川昭一君) それぞれの目的によって違ふと思つていますが、例えば最近の例で申しますと、埼玉県のあの所沢の問題では、土壌については農水省がやりましたけれども、厚生、環境、農水一体の中で、ホウレンソウと土地については農水省でやりました。それぞれの状況によって違ふと思つております。

○石井二君 局長が違つて答弁をしたくて手がやっていたかと思つておられます。

○政府委員(樋口久俊君) 補足して御説明申し上げます。

今、局の名前を言えという御質問でございますので、構造改善局と農産園芸局でございます。

○石井二君 それで、私は、環境庁だという感で任せているから結局、行政の一体感が出てこない、したがってこういう土地の改良がおくれている、こういうような考えを持っているんです。

例えば、今、局長は構造改善局と農産園芸局と言われたけれども、なぜ分かれておられるんですか。一カ所であればちやうど、法案に対する解釈も指定地域についてもすべておたくで掌握しておられるべきじゃないですか。

○政府委員(樋口久俊君) 規模によって、事業を行うといふんですか、予算がついておるところが違つておりました。大規模なものは構造改善局で実施をしております。小規模なものは農産園芸局で予算の手当てをしております。

○石井二君 大規模と大規模でないという区別は何を基準にして行つておられますか。

○政府委員(樋口久俊君) 一応、十ヘクタールを基準にいたしております。

○石井二君 今、我々が論じております畜産関係の環境という観点で我が国と外国を見た場合に、畜産業のやり方も違いますけれども、外国、特に先進国における現状について、これ御通告しておりますが、若干御説明いただければありがたいと思つておられます。

○政府委員(本田浩次君) 外国の例ということでございます。とりあえず、EUとアメリカ合衆国の例を御説明させていただきます。

EUにおきましては、EU委員会による規制と加盟各国によるもの等がございます。

EUの主要畜産国でございますオランダ、デンマーク、イギリスなどにおきましては、八〇年代前半、畜産業からの汚水流出が主な原因となつて地下水汚染や海水の富栄養化などが発生したことから、ふん尿の散布量、散布時期の制限などの規制が導入されております。また、デンマークでは、面積当たりの飼養頭数制限を行っているといふふうに承知しております。

また、EU委員会におきましては、加盟国において地下水汚染などが深刻になってきたことから、九一年に委員会規則を定めまして、地下水の窒素濃度が高い地域を硝酸塩脆弱地域として指定いたしますとともに、家畜ふん尿の散布時期の制限、家畜ふん尿処理施設の設定義務、家畜ふん尿の散布上限量の設定などから成る行動計画を策定して、本年十二月までに行動に移すこととされているといふことでございます。

また、アメリカにおきましては畜産環境対策は連邦政府によるものと州政府によるものがございます。連邦政府では、水質保全法に基づきまして、千家畜単位、これは肥育牛換算でございますけれども、以上の大規模畜産経営体に対して経営許可の取得を義務づけています。また、千家畜単位未満の畜産経営体につきましては、各州が環境保全上最も効果的と考える管理手法を実施するよう求められているといふことでございます。

また、ほとんどの州政府におきまして、連邦の規制に加えた独自の規制を実施しております。例えばノースカロライナ州政府におきましては、一九九五年に大規模養豚場のふん尿貯留施設が豪雨により決壊して広範囲な河川汚染を起こしたために、一九九七年三月から二年間、養豚施設の増設を禁止する措置をとっている、こういうこと

でございます。

○石井二君 先ほど同僚の大沢議員がちょっと触れられました。この肥料検査に關して、検査所の百四十二名という現在の体制は、特にこのことが肥料取締法と飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律である程度何をやらなさいいかめとかいうぐあい規制されておられます。行政改革の流れの中で増員が難しいと思つておられますが、この法律ができたことにより、仕事が多過ぎて実際にできぬという事態が起るんじゃないかということ懸念しますが、御所見はいかがですか。

○政府委員(樋口久俊君) この法律に基づきまして、肥料検査所は、お話ありましたように、大変重要な役割を負うわけでございますが、実は一番大変なのは、当座が一番大変な部分が出てまいります。というのは、汚泥を原料として生産される肥料が普通肥料ということで登録をされる、この業務が実は一番大変じゃないかと思つておられます。

これは、今のところ私どもの見込みでは千七百銘柄ほどのものが出てまいります。これはある程度の情報を持っておりまして、事前に調整ができるというふうに考えておりました。よく相談をしまして、一時期に集中しないように登録作業を行うていくと、逆に、今度はそのバックアップをするために本省からも、例えば人を出すとか助っ人として提供するというような形でそれには十分対応できる。一時期の経過的な部分でございますので、そういう対応をすれば十分乗り切れるという判断をいたしておりました。おっしゃったような事態にはならないものと思つております。

逆にまた、その後のウオッチの部分につきましても、検査の場合の重点化を図るとかいうことで対応していければ十分ではなからうかと考えております。

○石井二君 ちょっと語尾が聞こえにくいので、はっきり物を言っていたらいいと思つてお

それから、この家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案についてですが、この三条の二項により、畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならぬ。と、こういうように書かれておりますが、私の兵庫県なんかを見ますと、一頭とか二頭とか、せいぜい四頭とかいうような、ちょっと裏庭におるといふ感じなんです。こういったところへそのような、ならねばならないという、例外を認めぬという強い態度の法律を適用して、びしびし罰則も適用しかねないというような勢いで果たしてやれるものかどうかと申すのであります。

そういう零細者に対する例外というものがあつたのかということ、私は、融資制度等についてもいろいろお考えがあるようにも聞いておりますが、この利子を国が負担してやるというようなことについては当然だと思つておられますが、中川大臣であればそれだけの力がおありだと私は考へておりますが、何かその辺、抜本的な御答弁が出ないかと思つて、御所見はいかがでしようか。

○政府委員(本田浩次君) 意欲的な予算措置の問題につきましては大臣からお答えをいただきますけれども、一つは小規模な畜産農家の問題でございますが、小規模な畜産農家につきましては、この農家から発生し得る家畜排せつ物の量が少ないということでありまして、それから、こうした小規模な農家におきましては、自己の経営の内部におきまして、大体、複合経営形態だと思つておられます。例えば草地でありますとか、畑地でありますとか、水田でありますとか、そういったところで家畜排せつ物の利用が可能であらうというふうに考へておりますので、適用除外の対象にしてまいりたいと思つておられるのでございます。

それからまた、これまでもある御説明してまいつておりますけれども、管理基準そのものの適用につきまして、特にハードの施設の整備にかかわります期間などを勘案いたしまして、この管理

基準の内容に必要の適用猶予期間を設ける方向で検討したいというふうにしておられるところでございます。長いものでは五年くらいというふうに考へておられるところでございます。

○国務大臣(中川昭一君) 条文に経過規定がございますので、実施状況を見て、その中で政治的な判断を今後検討していきたいと思つておられます。

○石井一二君 今、局長答弁で、適用除外の対象に小規模なものはしていきなさいという意欲的だとされる御答弁をいただいたんですが、ちょっと条文を読んで私、見逃したんですが、何条のどこに書いてあるんですか。

○政府委員(本田浩次君) 具体的な適用除外の内容につきましては、省令で定めることにしております。

○石井一二君 では、今は書いていない、けれどもそういうことで考へていくと、そういうことですね。

はい、ありがとうございます。終わります。

○委員長(野間起君) 他に御発言もありませんので、三案に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより三案に対する討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案によ

る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりが年々減退する一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者のニーズが高まっている実情にかんがみ、国民に安全な食料の安定的な供給を確保するとともに、農業が本来持っている自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展を図るため、本法施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 農業の公益的機能を適正に評価する手法を確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業への総合的な支援策の検討に取り組むこと。

二 持続性の高い農業生産方式の確立のため、土づくりにおけるたい肥その他の有機質資材の施用に関する技術、肥料の施用に関する技術及び有害動植物の防除に関する技術の開発を推進するとともに、地域の特性に即した技術開発・指導体制強化への取組を進めること。

三 持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図る上で効果の大きい高効率農業機械や天敵農薬・肥効調節型肥料の導入を促進するため、これらを導入する農業者に対する支援策の一層の充実を図ること。

四 持続性の高い農業生産方式は、地域全体で取り組む効果の大きいことから、集団的にこの方式の導入が進むよう支援の充実と誘導策の強化を図ること。

五 都道府県による導入指針の決定に当たっては、国が適切に支援・助言していくとともに、都道府県間において著しい不均衡が生じないよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間起君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま御可決いただき、ありがとうございます。

御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(野間起君) 次に、肥料取締法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

(案)

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、飼養規模の急激な拡大、担い手の減少、高齢化の進行等極めて厳しい情勢に直面している。こうしたことを背景として、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源としての家畜排せつ物の利用が困難となり、他方では畜産環境問題が深刻化している。

よって政府は、本法の運用等に当たっては、次の事項の実現に努め、環境と調和した畜産経営と家畜排せつ物の有効利用の促進を通じた畜産業の健全な発展に万遺憾なきを期すべきである。

一 管理基準及び基本方針については、地域において畜産業が占める地位にかんがみ、実態を踏まえて定めること。

二 都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令については、地域の実情等を考慮することにもきめ細かい配慮をするよう、周知を図ること。

また、罰則等に関する措置の適用に当たっては、周知徹底の必要性、地域の実情、畜産・酪農経営の状況等を踏まえ、慎重に対応すること。

三 都道府県計画を定めるに当たっては、畜種、飼養規模、飼養形態、経営農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等地域における多様な要因を考慮し、地域や個々の経営に最適なものとなるよう周知を図ること。

四 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するため、補助事業やリース事業、制度資金等により、家畜排せつ物処理施設の計画的、総合的な整備を円滑に推進するとともに、支援の一層の充実に努めること。

五 効率的かつ低コストで家畜排せつ物を処理

し、利用するため、悪臭防止、浄化処理、資源化等に関する技術の開発・普及を促進するとともに、そのための支援を充実すること。

六 飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上等への対応を図るため、草地の造成・整備の計画的な推進、自給飼料生産の拡大に努めること。

また、環境保全にかなう畜産の確立に努めるとともに、畜産部門と耕種部門との連携を確立・強化し、たい肥の広域流通を促進するための支援の充実に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間起君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)  
○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) ただいま御可決いただき、ありがとうございます。

御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(野間起君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
○委員長(野間起君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会